

公営住宅におけるペット飼育対策

令和5年11月15日

エス・ティー・アート

目次

第1章 ペット飼育の効用と問題点.....	1
1-1 ペット飼育にかかる現状.....	1
1 ペットを飼育している人の割合.....	1
2 犬猫の飼育実態.....	5
1-2 動物の飼養及び管理に関する法規制等.....	11
1 改正動物愛護管理法の概要.....	11
2 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準.....	14
3 各国の動物の飼養及び管理に関する法規制等の概要.....	20
1-3 ペット飼育の効用.....	22
1 動物介在諸活動（アニマルセラピー等）の概要.....	22
2 アニマルセラピーの効用に係る調査・研究.....	25
3 アニマルセラピーの海外での研究事例.....	37
4 介護、福祉施設等における事例.....	39
1-4 ペットに関する一般的な問題点.....	53
1 自治体職員を悩ますペット等に関するトラブルや苦情.....	53
2 高齢者とペットの飼育放棄.....	55
3 多頭飼育問題.....	58
第2章 全国の公営住宅におけるペット飼育の状況.....	63
2-1 集合住宅（民間・公営）におけるペット飼育の概況.....	63
1 ペット飼っていない理由.....	63
2 マンションにおけるペット禁止の状況.....	64
2-2 ペット飼育可の公営住宅等の事例.....	66
1 松本市.....	66
2 仙台市.....	71
3 塩竈市.....	76
4 釜石市.....	77
5 大分市.....	84
6 大阪府.....	86
7 大阪府住宅供給公社 金岡東B団地.....	87
8 兵庫県.....	92
9 UR都市機構のペット共生住宅.....	95
2-3 集合住宅におけるペット問題の解決に向けた取組事例.....	108
1 森の里荘自治会（名古屋市）.....	108
2-4 参考となる地域全体におけるペット問題の解決に向けた取組事例.....	110
1 高齢者等によるペット問題の発生を予防する取組（川崎市）.....	110
2 市による地域猫活動団体への支援（立川市）.....	112
3 神戸市人と猫との共生に関する条例（神戸市）.....	118

第3章	神戸市営住宅におけるペット飼育の状況.....	121
1	ペット飼育可能住宅の概要.....	121
2	ペット飼育可能住宅について.....	141
3	ペット飼育可能住宅以外の住宅について.....	146
第4章	集合住宅におけるペット飼育の問題点の整理.....	147
1	分譲マンションにおける実態調査から見る問題点.....	147
2	ペット共生マンションの効用や設備構造上の留意点等.....	150
第5章	ペット飼育のルール（飼育規則）や飼育方法の検討.....	153
1	適正な飼育を行うための飼育規則について.....	153
2	適正な飼育を行うためのペットクラブの整備.....	165
3	動物愛護団体等との連携及び市のサポート.....	167

第1章 ペット飼育の効用と問題点

1-1 ペット飼育にかかる現状

1 ペットを飼育している人の割合

(1) 一般市民対象Webアンケート調査結果

「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」(環境省)が行った一般市民Webアンケート調査の概要は、以下の通りである。

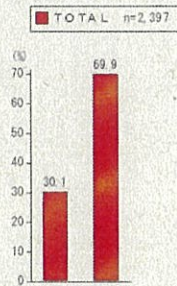
ア 調査概要

- ◆対象：一般市民7,011 (有効回収率 34.2%)
- ◆調査期間：2014年3月20日(木)～3月23日(日)
- ◆調査方法：インターネット調査
- ◆提出方法：インターネットによる回答

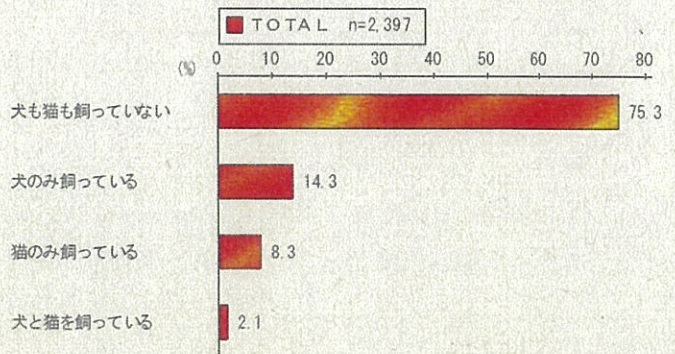
イ 調査結果 (抜粋)

ペットを飼育している人の割合は、全体の30.1%となっている。このうち、犬と猫に限ると24.7%となっている。

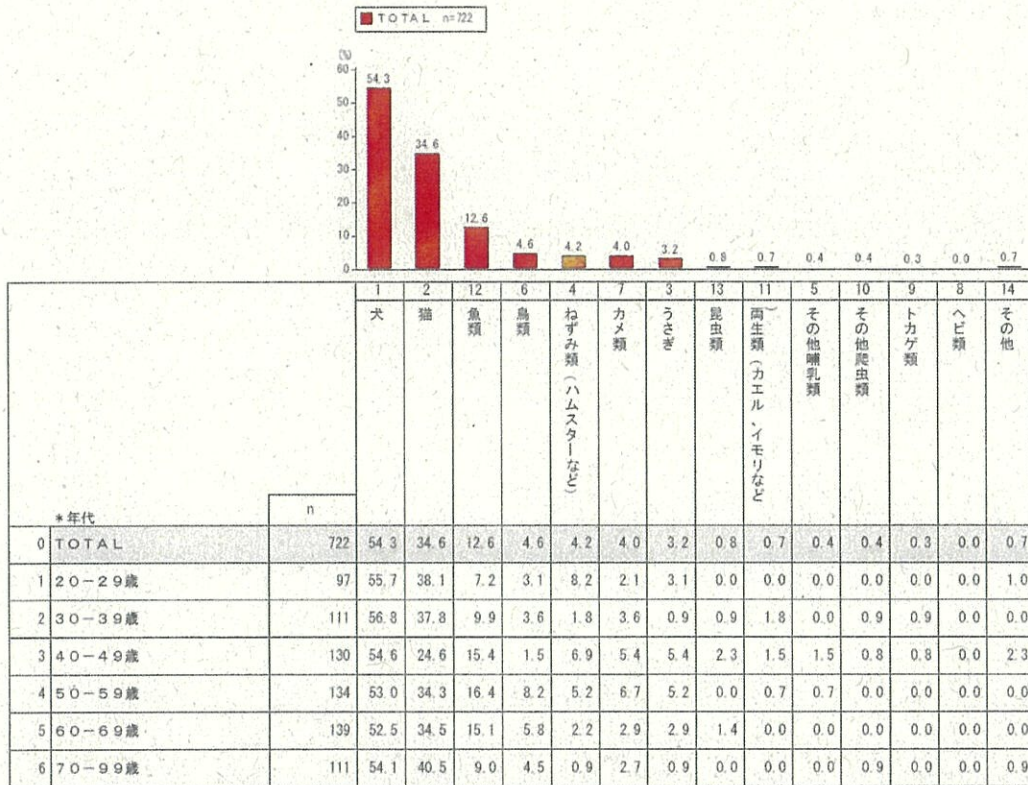
問1 ペット飼育の有無



*年代	n	飼育の有無 (%)	
		1 飼っている	2 飼っていない
0 TOTAL	2,397	30.1	69.9
1 20-29歳	312	31.1	68.9
2 30-39歳	396	28.0	72.0
3 40-49歳	417	31.2	68.8
4 50-59歳	362	37.0	63.0
5 60-69歳	432	32.2	67.8
6 70-99歳	478	23.2	76.8



問2 飼育しているペットの種類



出典：「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」（第10回令和4年3月8日、環境省）

(2) 一般市民電話アンケート調査結果

「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」（環境省）が行った一般市民電話アンケート調査の概要は、以下の通りである。

ア 調査概要

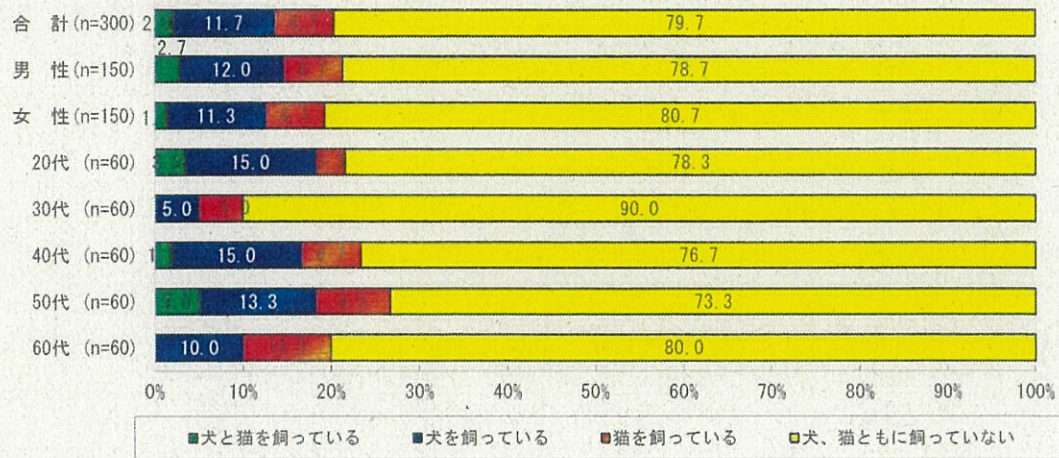
- ◆対象：一般市民より300名抽出（性別、年齢均等選抜）
- ◆調査期間：平成26年3月8日（土）～9日（日）
- ◆調査方法：電話調査

イ 調査結果（抜粋）

犬か猫を飼育している人の割合は、全体の20.3%となっている。

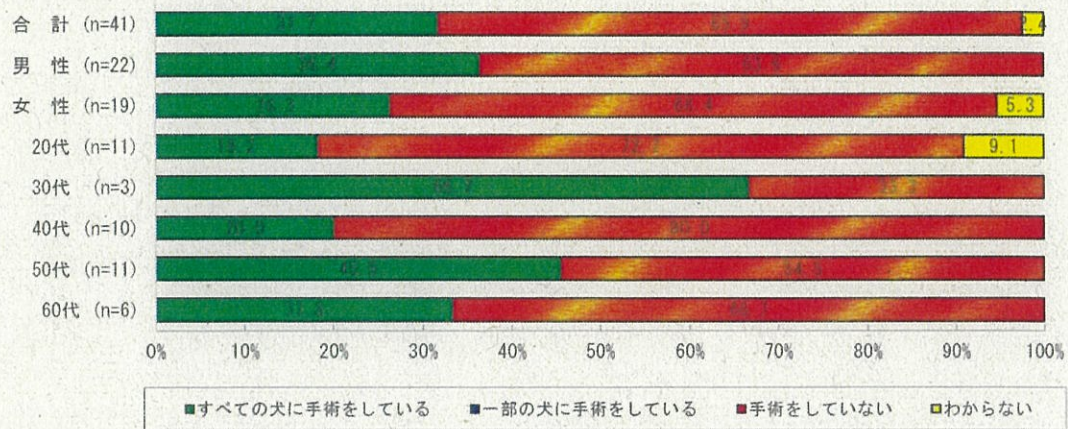
また、「去勢・不妊手術」については、犬は65.9%、猫は7.7%が「していない」となっている。所有明示措置については、犬は56.1%、猫は53.8%が「していない」と回答している。

問1 犬か猫を飼育している人の数 (n=300)

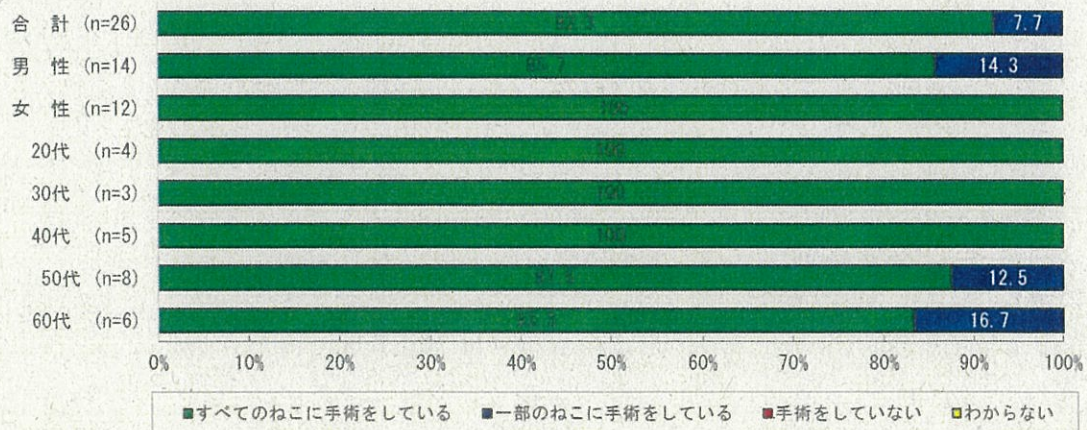


問2 犬や猫に去勢または不妊の手術をしているか

①犬の飼い主 (n=41)

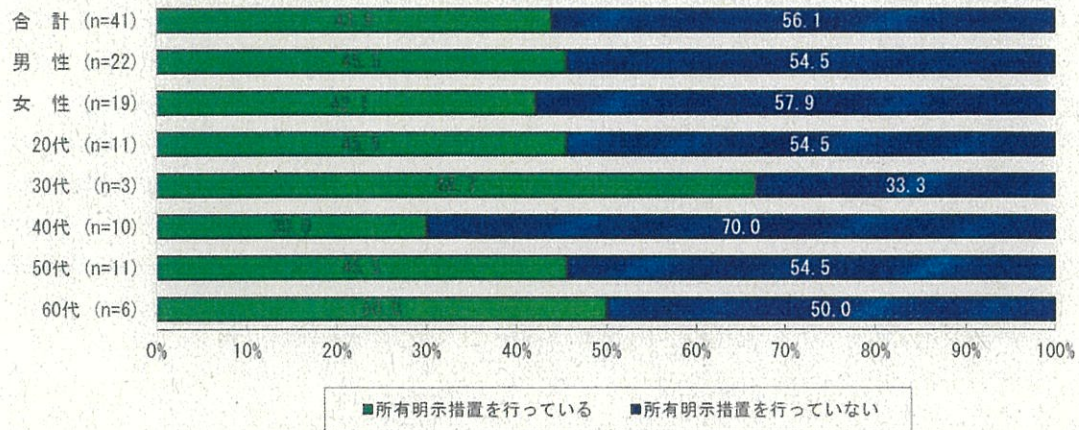


②猫の飼い主 (n=26)

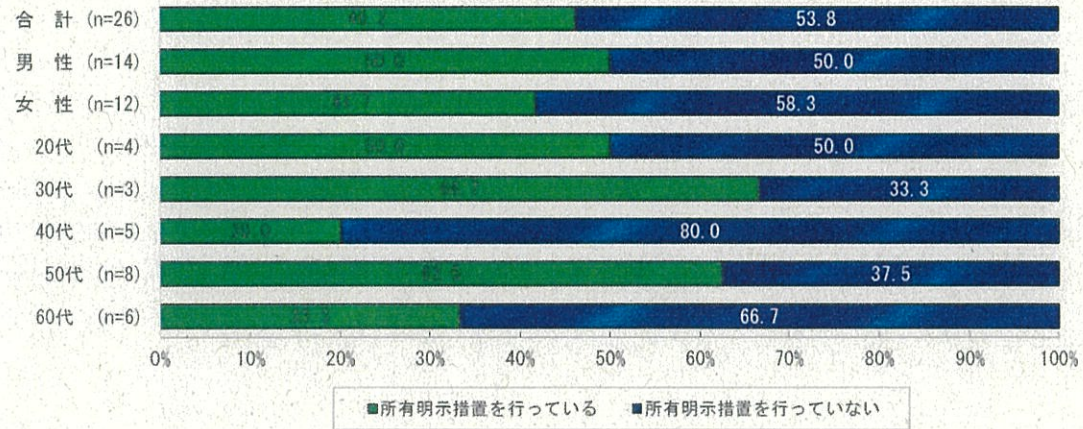


問3 現在飼っている犬や猫に所有明示措置を行っているか

①犬の飼い主 (n=41)

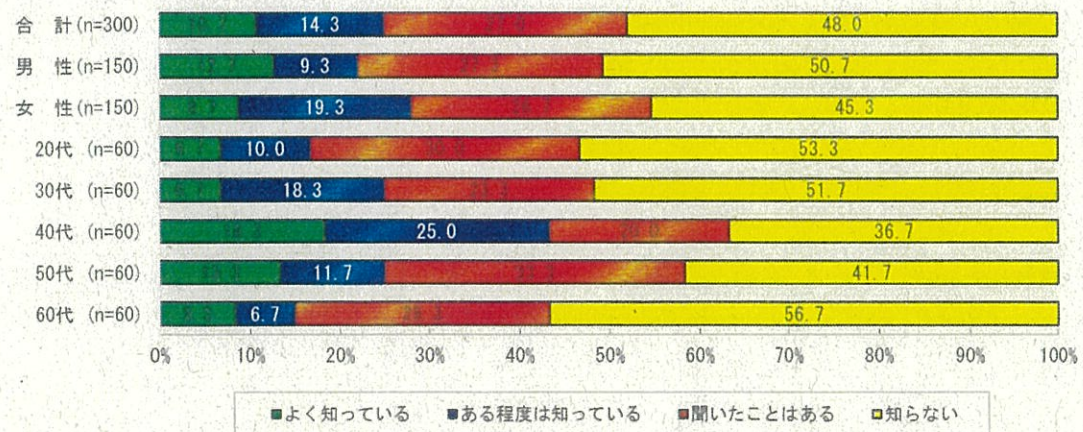


②猫の飼い主 (n=26)



問4 犬や猫などのペット用のマイクロチップを知っているか

①男女別、年代別 (n=300)



出典：「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」(第10回令和4年3月8日、環境省)

2 犬猫の飼育実態

「令和4年全国犬猫飼育実態調査」（一般社団法人ペットフード協会）結果の概要は、以下の通りである。

(1) 全国犬・猫 推計飼育頭数

全国の推計飼育頭数は、犬 705 万 3 千頭、猫 883 万 7 千頭となっている。また、犬の世帯飼育率は 9.69%、猫の世帯飼育率は 8.63%となっている。

過去 10 年を時系列で見ると、犬の飼育頭数、世帯飼育率は年々減少している。

猫については、飼育頭数は横ばいかやや増加の傾向で、世帯飼育率については、横ばいかやや減少の傾向にある。

主要指標 時系列サマリー

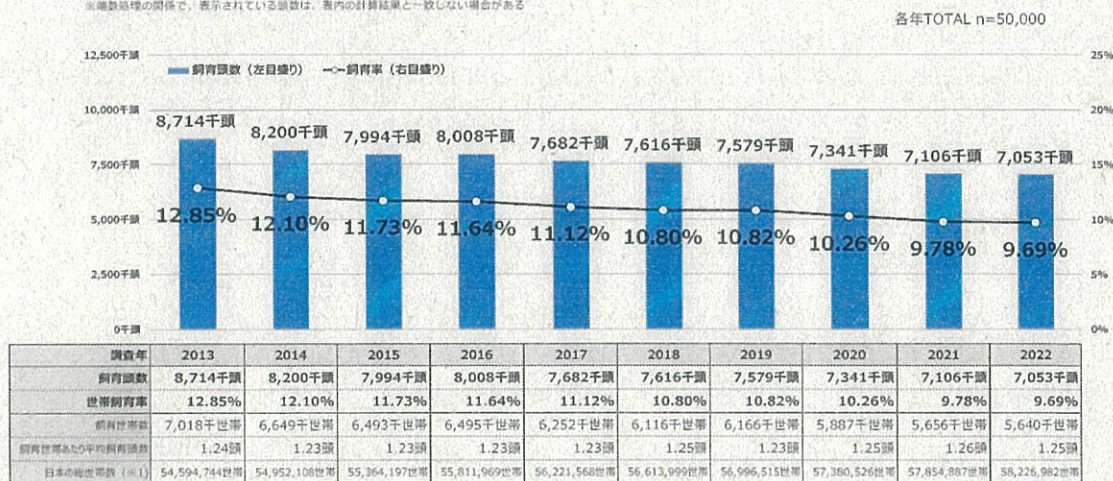
犬現在飼育率、平均飼育頭数、総飼育頭数（拡大推計）

調査： Q3,Q4
集計ベース：全数

・犬の飼育頭数は約7,053千頭。昨年からはほぼ横ばいの結果となった。

■2021年より、拡大推計の計算式を改定している。(P22にて解説)

※掲載数値の関係で、表示されている頭数は、書内の計算結果と一致しない場合がある



※1・・・世帯数は、総務省発表「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より、外国人を除く世帯数。施設など一般世帯以外も含む。

主要指標 時系列サマリー

猫現在飼育率、平均飼育頭数、総飼育頭数（拡大推計）

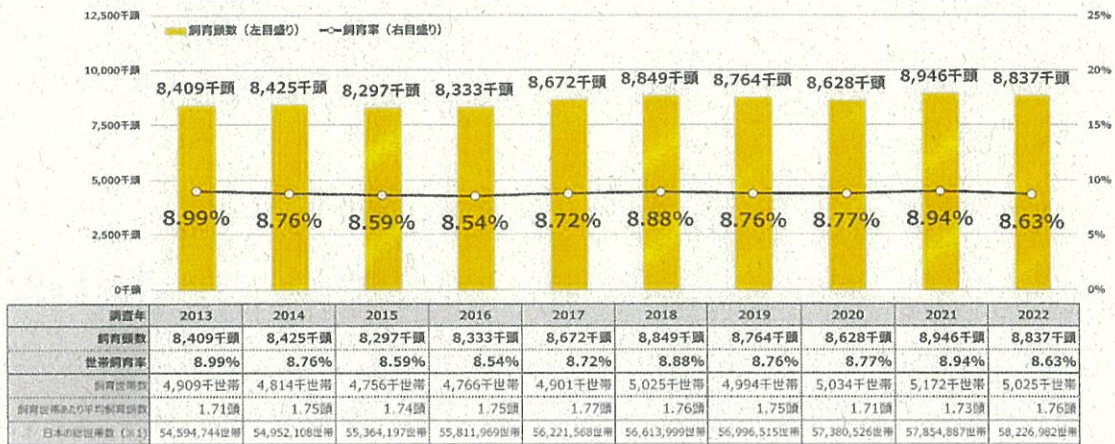
調査期：Q3,Q4
集計ベース：全数

・猫の飼育頭数は約8,837千頭。犬同様に横ばいの結果。

■2021年より、拡大推計の計算式を改定している。（P22にて解説）

※補数処理の関係で、表示されている頭数は、表内の計算結果と一致しない場合がある

各年TOTAL n=50,000



※1・・・世帯数は、総務省発表「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より、外国人を除く世帯数。施設など一般世帯以外も含む。

出典：「令和4年全国犬猫飼育実態調査」（一般社団法人ペットフード協会）結果

(2) 犬猫の年代別現在飼育状況

年代別での飼育状況をみると、5年前と比べ犬の飼育率はほぼ全ての年代で減少しており、最も飼育率の低下が顕著なのは50代60代となっている。猫の飼育率は、5年前と比べてほぼ横ばいとなっている。

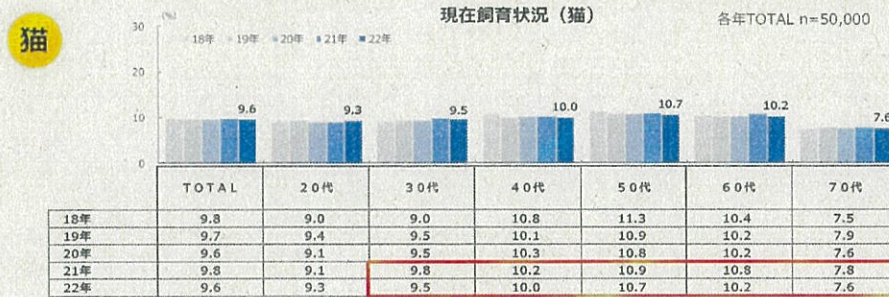
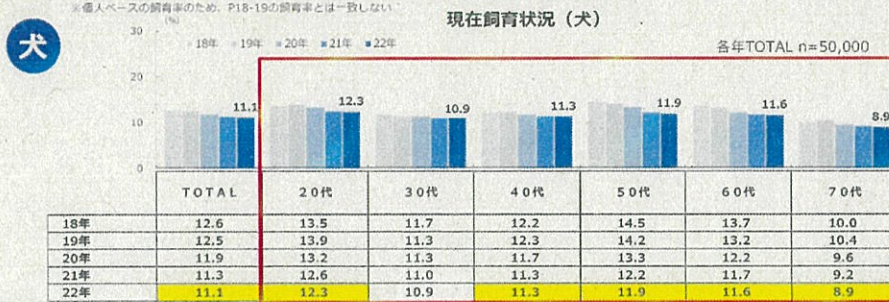
主要指標 時系列サマリー
犬猫 現在の飼育状況_年代別

調査期: Q3(1)

集計ベース: 全数
単位: %

時系列

・犬飼育率は、いずれの年代も経年で減少傾向が続いている。



※外猫 (野良猫、地域猫) は除く

【比率の差の検定】有意水準5% 22年の値が21年に対し有意に高い/低い: ■
22年の値が18年に対し有意に高い/低い: ■

出典:「令和4年全国犬猫飼育実態調査」(一般社団法人ペットフード協会) 結果

(3) 犬猫の年代別今後の飼育意向

年代別での今後の飼育意向は、犬猫ともに5年前と比べ全年代で低下傾向となっている。特に20代の飼育意向の低下が大きくなっている。

主要指標 時系列サマリー

犬猫 今後の飼育意向 (現飼育者含む) 年代別

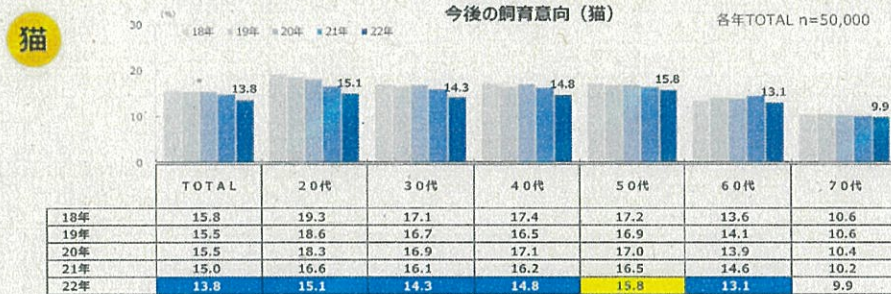
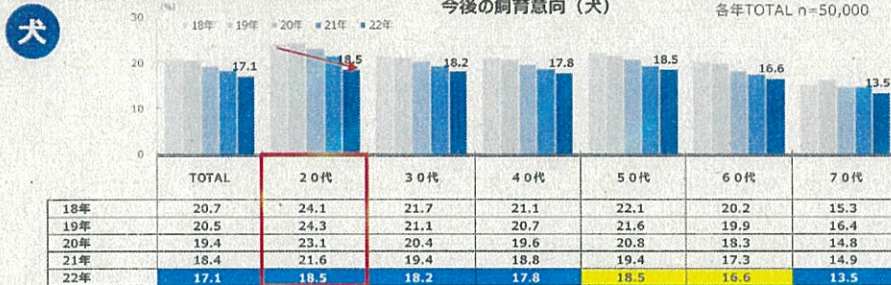
調査1: Q3(3)

集計ベース: 全数
単位: %

時系列

・飼育意向は、犬・猫ともに18年から減少。特に20代の犬飼育意向が21年から大きく減少。

※現在飼育者を含めた飼育意向



※外猫 (野良猫, 地域猫) は除く

【比率の差の検定】有意水準5% 22年の値が21年に対し有意に高い低い (■) 22年の値が18年に対し有意に高い低い (■)

出典: 「令和4年全国犬猫飼育実態調査」(一般社団法人ペットフード協会) 結果

(4) シニアのペットの飼育のきっかけ

ペットの飼育のきっかけとしては、犬、猫ともに、「日々の生活に癒しや安らぎが欲しいと思ったから」が一番である。

犬	60代	70代
日々の生活に癒しや安らぎが欲しいと思ったから	48.8	45.7
家族内のコミュニケーションを増やしたいと思ったから	28.3	28.9
心の健康を維持/改善できると思ったから	22.0	17.9
愛情をかける対象が欲しいと思ったから	20.5	11.6
家族や友達になれる存在が欲しいと思ったから	16.6	12.1
散歩を通じて自分や家族の運動量を増やしたいと思ったから	13.2	20.2
自分の話し/遊び相手になってくれると思ったから	13.2	8.7
生活の寂しさを解消したいと思ったから	10.7	8.7
自分を必要としてくれる存在が欲しいと思ったから	11.2	8.1
ペットを飼うことで、人との交友関係を広げたいと思ったから	7.3	8.7
高齢の同居者の生活の刺激になって欲しいと思ったから	5.9	11.0

猫	60代	70代
日々の生活に癒しや安らぎが欲しいと思ったから	47.3	44.4
不幸な動物を助けてあげたいと思ったから	26.7	24.4
心の健康を維持/改善できると思ったから	18.0	11.3
愛情をかける対象が欲しいと思ったから	13.3	16.3
家族内のコミュニケーションを増やしたいと思ったから	14.0	19.4
家族や友達になれる存在が欲しいと思ったから	17.3	9.4
自分の話し/遊び相手になってくれると思ったから	14.0	16.3
生活の寂しさを解消したいと思ったから	10.7	5.0
自分を必要としてくれる存在が欲しいと思ったから	5.3	8.1

(5) シニアの非飼育者で飼育意向の人の阻害要因

非飼育者で飼育意向のある人の「阻害要因」としては、

- ・犬は、①「別れが辛いから」、②「旅行など長期の外出がしづらくなるから」、③「最後まで世話をする自信がないから」が多い。
- ・猫は、①「旅行など長期の外出がしづらくなるから」、②「最後まで世話をする自信がないから」、③「集合住宅に住んでいて、禁止されているから」が多い。

犬	60代	70代
別れが辛いから	31.4	29.7
旅行など長期の外出がしづらくなるから	28.6	26.6
集合住宅に住んでいて、禁止されているから	12.4	13.3
世話をするのにお金がかかるから	18.1	10.1
十分に世話ができないから	20.0	20.9

犬	60代	70代
死ぬとかわいそうだから	25.7	23.4
最後まで世話をする自信がないから	18.1	34.8
(ペットの) 価格が高いから	13.3	8.9
以前飼っていたペットを亡くしたショックがまだ、癒えていないから	20.0	20.3
散歩をするのが大変だから	11.4	12.7

猫	60代	70代
集合住宅に住んでいて、禁止されているから	25.3	21.3
世話をするのにお金がかかるから	14.9	9.4
別れがづらいから	18.4	25.2
旅行など長期の外出がしづらくなるから	20.7	28.3
十分に世話ができないから	12.6	17.3
最後まで世話をする自信がないから	19.5	29.1
死ぬとかわいそうだから	13.8	18.9
日中ペットだけで留守番をさせるのはかわいそうだから	10.3	8.7
以前飼っていたペットを亡くしたショックがまだ、癒えていないから	14.9	11.0

1-2 動物の飼養及び管理に関する法規制等

1 改正動物愛護管理法の概要

令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」が公布された。改正の概要は以下の通りである。

(1) 動物の所有者等が遵守する責務の明確化

動物の所有者又は占有者は、環境大臣が定める以下の基準を順守しなければならないことが規定された。

- ア 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
- イ 展示動物の飼養及び保管に関する基準
- ウ 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- エ 産業動物の飼養及び保管に関する基準

(2) 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

第一種動物取扱業者について、登録拒否事由の追加、動物を販売する場合における対面による情報提供の徹底、帳簿の備付け等に係る義務の対象の拡大、動物取扱責任者の要件の適正化等、動物取扱業者に対する勧告及び命令、第一種動物取扱業者であった者に対する監督の強化、遵守基準の具体化、幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限などが主な改正内容である。

(3) 動物の適正飼養のための規制の強化

ア 不適正な飼養に係る指導等の拡充

周辺的生活環境が損なわれている事態が生じているときに、その事態を生じさせている者に対し、勧告・命令に加えて、必要な指導・助言を行うことができるとされた。また、周辺的生活環境の保全等に係る措置に必要な限度において、報告徴収や立入検査を行うことができることとなりました。

イ 特定動物の飼養又は保管に係る規制強化等

愛玩（ペット）目的の特定動物の飼養または保管することは禁止となった。また、特定動物とその他の動物を掛け合わせて生まれた『交雑種』についても、特定動物として規制対象となった。

ウ 犬及び猫の繁殖制限の義務化

犬及び猫の所有者は、繁殖により適正な飼養が困難となるおそれがある場合には、繁殖防止のために不妊手術などの措置を行うことが義務付けられた。

エ 動物虐待罪等の厳罰化

動物虐待罪等の法定刑が、厳罰化された。

オ マイクロチップの装着・登録義務等

犬猫等販売業者にマイクロチップ装着及び情報の登録が義務付けられた。犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者については、マイクロチップの装着は努力義務となる。また、登録を受けた犬又は猫を取得した場合は、登録の変更をする必要がある。

(4) 都道府県等の措置等の拡充

ア 所有者不明の犬及び猫の取り扱い

都道府県等が所有者不明の犬猫の引取りをその拾得者等から求められたとき、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合などには、その引取りを拒否することができるようになった。

イ 動物愛護管理センター

都道府県等において、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにすること及び動物愛護管理センターが行う業務が明確にされた。

ウ 動物愛護管理担当職員の拡充

地方公共団体が任意に置くこととされていた動物愛護担当職員について、都道府県、政令市、中核市においては、『動物愛護管理職員』としての設置が義務付けられ、その他の市町村においては、その設置に努めることとされた。

エ 動物愛護推進員の委嘱の努力義務化

都道府県等が任意で行うことができるとされていた動物愛護推進員の委嘱について、その委嘱に努めることとされた。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定。特に以下については必要な検討を行うことを規定

- ①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）
- ②マイクロチップ装着の義務づけ

動物取扱業のさらなる適正化
動物の不適切な取扱への対応の強化

主な改正内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化
2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等
 - ①登録拒否事由の追加
 - ②環境省令で定める厳守基準を具体的に明示
厳守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
 - ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
 - ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限
3. 動物の適正飼養のための規制の強化
 - ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
 - ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
 - ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
 - ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円
4. 都道府県等の措置等の拡充
 - ①動物愛護管理センターの業務を規定
 - ②動物愛護管理担当職員の拡充
 - ③所有者不明の犬猫の引取を拒否できる場合を規定
5. マイクロチップの装着等
 - ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
 - ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける
6. その他
 - ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
 - ②獣医師による虐待の通報の義務化
 - ③関係機関の連携の強化
 - ④地方公共団体に対する財政措置
 - ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

出典：「改正動物愛護管理法の概要」（環境省）

2 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

動物の愛護及び管理に関する法律第7条に係る「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」は、次の通りである。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

平成14年環境省告示第37号

最終改正：令和4年環境省告示第54号

第1 一般原則

- 1 家庭動物等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等をその命を終えるまで適切に飼養（以下「終生飼養」という。）するように努めること。
- 2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に努めること。
- 3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化や飼養する動物の寿命等も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- 4 特に、家畜化されていない野生動物等については、本来その飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等から限定的であるべきこと及び適正な飼養には十分な経費等が必要であることを認識し、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵(かん)養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るように努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌(えさ)及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。みだりに、疾病にかかり、又は負傷した動物の適切な保護を行わないことは、動物の虐待となるおそれがあることを十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに、殴打、酷使すること等は、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、又はふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等を、みだりに、排せつ物の堆積した施設又は他の動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養及び保管することは虐待となるおそれがあることを十分認識し、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。また、適切な管理を行うことができない場合、虐待となるおそれがあることを十分認識すること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

(1) 所有者等は、その所有し、又は占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し、又は家庭動物等の排せつ物等処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに捜索し捕獲すること。

(1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。

(2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

(3) 逸走した場合に所有者の発見を容易にするため、マイクロチップを装着する等の所有明示をすること。

8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条の2に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管する場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

(1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。

(2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。

(3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。

(4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の実施状況や飛来物の堆積状況の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。

(5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。

(6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。

(7) 所有者等は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置として譲渡先又は譲渡先を探すための体制を確保すること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、避難先における適正な管理が可能となるための移動用の容器、非常食の用意等、避難に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めると

ともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

10 犬及び猫のマイクロチップ装着等に係る飼い主の責務

- (1) 法第39条の2第2項に基づき、所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、法第39条の5第1項に基づき、当該マイクロチップを装着した日から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに、環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。以下同じ。）の登録を受けること。
- (2) 法第39条の6第1項に基づき、犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたものは、当該犬又は猫を取得した日から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡しの日）までに環境大臣の変更登録を受けること。
- (3) 法第39条の5第8項に基づき、登録を受けた者は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第21条の7第7項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更を生じた日から30日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出ること。
- (4) 法第39条の4に基づき、何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときを除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならないこと。
- (5) 法第39条の8に基づき、登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したとき、及び施行規則第21条の6の当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出ること。

第4 犬の飼養及び保管に関する基準

- 1 犬の所有者等は、さく等で囲まれた自己の所有地、屋内その他の人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのない場所において飼養及び保管する場合を除き、犬の放し飼いを行わないこと。ただし、次の場合であつて、適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合は、この限りではない。
 - (1) 警察犬、狩猟犬等を、その目的のために使役する場合
 - (2) 人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いに使役する場合
- 2 犬の所有者等は、犬をけい留する場合には、けい留されている犬の行動範囲が道路又は通路に接しないように留意するとともに、犬の健康の保持に必要な運動量を確保するよう努めること。また、みだりに健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させることは虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- 3 犬の所有者等は、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。
- 4 犬の所有者等は、適当な時期に、飼養目的等に応じ、人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに人に迷惑を及ぼすことのないよう、適正な方法でしつけを行うとともに、特に所有者等の制止に従うよう訓練に努めること。

5 犬の所有者等は、犬を道路等屋外で運動させる場合には、次の事項を遵守するよう努めること。

- (1) 犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
 - (2) 犬の突発的な行動に対応できるよう引綱の点検及び調節等に配慮すること。
 - (3) 運動場所、時間帯等に十分配慮すること。
 - (4) 特に、大きさ及び闘争本能にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い犬（以下「危険犬」という。）を運動させる場合には、人の多い場所及び時間帯を避けること。
- 6 危険犬の所有者等は、当該犬の行動を抑制できなくなった場合に重大な事故を起こさないよう、道路等屋外で運動させる場合には、必要に応じて口輪の装着等の措置を講ずること。また、事故を起こした場合には、民事責任や刑事責任を問われるおそれがあることを認識すること。
- 7 犬の所有者は、やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該犬を譲渡するよう努めること。なお、都道府県等（法第35条第1項に規定する都道府県等をいう。以下同じ。）に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 8 犬の所有者は、子犬の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

- 1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。
- 2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないよう努めること。
- 3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあっては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講ずること。
- 4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するよう努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。
- 5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第22条の5の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。
- 6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺的生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

第6 学校、福祉施設等における飼養及び保管

- 1 管理者は、学校、福祉施設等の利用者が動物の適切な飼養及び保管について正しい理解を得ることができるように努めること。
- 2 管理者は、動物の飼養及び保管の目的、学校、福祉施設等の立地及び施設の整備の状況並びに飼養又は保管に携わる者の飼養能力等の条件を考慮して、飼養及び保管する動物の種類及び数を選定すること。
- 3 異種又は複数の動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、その組合せを考慮した収容を行うこと。
- 4 管理者は、動物の所有者等としての責務を十分に自覚し、動物の飼養及び保管が、獣医師等十分な知識と飼養経験を有する者の指導の下に行われるよう努め、本基準の各項に基づく適切な動物の飼養及び保管並びに動物による事故の防止に努めること。
- 5 管理者は、学校、福祉施設等の休日等においても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。
- 6 管理者は、飼養及び保管する動物に対して飼養に当たる者以外の者からみだりに食物等を与えられ、又は動物が傷つけられ、若しくは苦しめられることがないように、その予防のための措置を講じるよう努めること。
- 7 管理者は、地震、火災等の非常災害に際しても、動物の飼養及び保管が適切に行われるよう配慮すること。

第7 その他

所有者等は、動物の逸走、放し飼い等により、野生動物の捕食、在来種の圧迫等の自然環境保全上の問題が生じ、人と動物との共生に支障が生じることがないように十分な配慮を行うこと。

第8 準用

家庭動物等に該当しない犬又は猫については、当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り、本基準を準用する。

3 各国の動物の飼養及び管理に関する法規制等の概要

欧米の動物の飼養及び管理に関する法規制等の概要は次の通りである。

各国の動物の飼養及び管理に関する法規制等の概要

国名	概要	
イギリス	人口	約 6,600 万人 (Worldbank2017)
	犬猫飼育頭数	犬 850 万頭、猫 750 万頭 (2016 年)
	登録状況	犬は自治体レベルで登録
	マイクロチップ	2016 年 犬のみ義務化
	関連法律・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・2006 年動物福祉法 (Animal welfare Act 2006) ・2018 年動物福祉規制 (The Animal Welfare (Licensing of Activities Involving Animals) (England) Regulations 2018) (イングランド地方のみ) ・ペットの販売に関するガイドライン (Selling Animals as pets) の他、馬の貸し出し、犬の一時預かり、猫の一時預かり、犬の過程での一時預かり、犬のデイケア、展示動物の飼育と訓練に関するガイダンスあり。 ・Code of Practice for the Welfare of Dogs ・Code of Practice for the Welfare of Cats 等
ドイツ	人口	約 8,270 万人 (Worldbank2017)
	犬猫飼育頭数	犬約 920 万頭飼育、猫約 1,370 万頭 (2017 年)
	登録状況	犬税あり、犬の登録は州または自治体レベルで登録、猫の登録も一部自治体で実施
	マイクロチップ	州や自治体により義務化しているところもある
	関連法律・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・動物保護法 (Tierschutzgesetz) ・犬に関する法規命令 (Tierschutz-Houdeverordnung) ・ドイツ連邦狩猟法 ・各州の州法 等
フランス	人口	約 6,700 万人 (Worldbank2017)
	犬猫飼育頭数	犬約 740 万頭飼育、猫約 1,350 万頭飼育 (2016 年)
	登録状況	犬は自治体レベルで登録
	マイクロチップ	犬猫ともに譲渡前の個体識別及び登録は義務だが、マイクロチップの装着は義務ではない (入れ墨も可)
	関連法律・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・漁業法典第 2 編第 1 章第 4 節 (動物保護) L214-6~L214-8-1 農業・漁業法典の L214-6-1、L214-6-2、L214-6-3 に基づく、家畜種のペットに関連する活動が満たさなければならない公衆衛生と動物保護の規則を定める 2014 年 4 月 3 日のアテレ及びその付則 L214-6 に関する 2014 年 4 月 3 日のアテレ (大臣決定) の付則 (Annx) (動物別の居住環境、社会的環境、移動に関する規定)
日本	人口	約 1 億 2,700 万人 (Worldbank2017)
	犬猫飼育頭数	犬約 890 万頭、猫 965 万頭 (ペットフード協会 2018)
	登録状況	犬のみ自治体で登録
	マイクロチップ	犬猫では義務化されていない
	関連法律・規制	動物の愛護及び管理に関する法律
欧州	人口	約 5 億 1,300 万人 (EU 加盟国合計、2018 年 1 月)
	犬猫飼育頭数	6,090 万頭 (犬)、6,650 万頭 (猫) (いずれも 2012 年)
	登録状況	—
	マイクロチップ	EU 加盟国内外の非商業的移動で義務化
	関連法律・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・【欧州評議会】ペット動物の保護に関する欧州協定 (European Convention for the Protection of Pet Animals) (1987 年採択)。本条約は動物愛護や福祉について詳細な基準を定めるものではなく、対象となる動物の種類も特定されていないが、飼養や繁殖等について基本的な原則を定めている。 ・【EU】輸送中および関連作業中における動物の保護に関する 2004 年 12 月 22 日の理事会規則

国名	概要	
		<p>(EC)No1/2005] (Council Regulation (EC) No1/2005 General conditions for the transport of animals)。商業目的の長距離輸送時における動物の保護を定める規則。本規則の主たる対象動物は家畜だが、一部犬猫の移動について規定あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【EU】ペット動物の非商業的移動に関する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会および理事会規則 No. 576/2013 (Regulation (EU) No576/2013 of the European Parliament and of the Council of 12 June 2013 on the non-commercial movement of pet animals and repealing Regulation (EC) No998/2003)。本規則は非商業目的に移動について規定。ペット動物の愛護や福祉について規定するものではないが、一度に移動できる最大頭数の制限やトランスポンダ（例外的に入れ墨も可）の義務について定める。
アメリカ	人口	約 3 億 2,572 万人 (Worldbank2017)
	犬猫飼育頭数	犬約 8,970 万頭、猫約 9,420 万頭 (2016)
	登録状況	連邦レベルの犬猫の登録制度はない。
	マイクロチップ	連邦レベルでは義務化されていない
	関連法律・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・動物福祉法 (Animal Welfare Act) 本法令は、米国当局 (米国農務省 (USDA) の動物・植物検疫サービス (Animal and Plant Health Inspection Service:APHIS)) の役割、及び動物を取り扱う事業所 (ブリーダー等の動物商、展示業者、研究機関等) のライセンス制度について規定するとともに、動物商、展示業者、研究施設などが守るべき原則及び禁止事項が定められている。 ・動物福祉規則 (Animal Welfare Regulation) 本規則は、動物を取り扱う事業者の具体的な手続き (ライセンス取得、登録、記録等の義務) 及び動物の飼養 (空間、設備、温度等) 等の基準を定めている。 <p>※動物商の定義には小売ペット業者は含まれず、小売ペット業者は飼養基準について規制の範囲外。(ただし、他のブリーダー等の業者、展示業者、研究機関へ販売などを行う小売ペット業者は規制対象となる。</p>

出典：「動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会」第 3 回平成 31 年 3 月 8 日資料」

1-3 ペット飼育の効用

1 動物介在諸活動（アニマルセラピー等）の概要

資料：「動物介在諸活動（動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育）と獣医師及び獣医師会の役割」（平成21年7月、社団法人 日本獣医師会）

（1）動物介在諸活動とは

近年、一般家庭において、犬や猫などのペットの重要性は高まりつつあるといわれている。高齢化や少子化などの家族構成の変化から、動物が単なる愛玩物・所有物としてではなく、家族の一員として扱われるようになってきたこと、また、ストレスの多い現代社会において、国民が動物から得られる癒しの効果を求めていることも、要因の一つとして考えられる。

海外においては、人と動物との関係が人に与える影響の重要性が認識されるようになり、それに伴って、1980年代から欧米を中心に伴侶動物などを用いての介護や福祉、疾病治療や機能回復、教育に関する諸活動が行われるようになってきた。

そのひとつが、ペットを用いて、飼育者やボランティアが病院や福祉施設を訪問し、治療あるいは患者・入居者の生活の質の向上への支援を行う活動である。我が国でもこのような活動への関心が高まり、すでに複数の団体により活動が実施されている。

また、学校における動物飼育の支援活動もある。動物を用いての教育は、欧米ではまだ一部の国・地域でしか行われておらず、また、飼育動物の種類、教室や飼育や訪問活動の方法もまちまちである。これに比してわが国では、学校における動物飼育の教育的効果が明治期より注目され、独自の動物を用いての教育が一貫して展開されてきた。

このように、動物介在諸活動は主に3つに分類される。

①介護・福祉活動を目的とした動物介在活動（Animal Assisted Activity:AAA）

②動物を用いての治療支援活動である動物介在療法（Animal Assisted Therapy:AAT）

③動物を教材として用いる動物介在教育（Animal Assisted Education:AAE）

なお、人の介護・福祉、治療、教育などを支援するために動物を利用する活動については、「アニマルセラピー」という用語が使用されることもあるが、その活動の内容はセラピー（治療）に限定されないため、その目的に応じ「動物介在活動」と「動物介在療法」とを区分する。

（2）動物との絆が人の健康に与える影響（動物介在諸活動の意義）

一般家庭において、様々な使役用途を持って犬や猫などの小動物が飼育されてきたが、多くの人があるような動物が心安らぐ存在であると感じてきた。しかし、人と動物の関係が人の心身の健康に与える影響について科学的検証が行われ始めたのは20世紀後半のことである。

米国の児童臨床心理学者レビンソンの「共同治療者としての犬（1962）」と題する論文の発表で、飼い犬ジングルスが同席することにより、精神障害を持つ子どもがレビンソンに対して心を開き、それによって停滞していた治療が進んだことを報告した。彼はその後も子どもたちの治療に犬を介在させ、子どもは犬を介してセラピスト、そして他の人々との関係を形成できると考察した。レビンソンは動物介在療法の父とも呼ばれ、病院、情緒障害児のための入院治療センターや学校、身体障害児や知的障害を持つ子供のための訓練

学校などにおいて、子供たちが動物と触れ合うことの効果について述べている。

1970年代になると、獣医師、動物行動学者、精神医学・心理学者、医療関係者などで組織されたデルタ協会 (Delta Society)、英国の SCAS (The Society for Companion Animal Studies)、フランスの AFIRIC (French Association on Human and Animal Interaction) などの諸団体によって、動物との触れ合いが人の心身の健康に与える影響についての科学的検証が行われた。その結果、例えば、動物を飼っていない成人に比べて動物を飼っているほうが心臓発作による死亡率が低いこと、動物に触れながら話すことによりストレスや血圧が低下し、リラックス効果が得られるなどの知見が報告されてきた。また子どもに対しても、動物の存在による血圧の低下、ストレス下での鎮静効果やリラクゼーション効果などが報告されている。これらの知見は、動物の介在を伴う諸活動の科学的裏付けとなった。

(3) 動物介在活動・動物介在療法

ア. 病院及び福祉・介護施設における動物飼育の効果

ヨーロッパでは18世紀末から、放し飼いの動物との共生が精神疾患の治療の一環として行われ、また米国では第一次大戦後から、戦争による心身の負傷を抱えた退役軍人のために、犬の訓練がリハビリテーションのプログラムに組みこまれた。最も古い歴史を持つ乗馬療法は、1875年に麻痺を伴う神経障害に乗馬が有効な療法であることが発見されて以来、治療システムとして確立され、現在では多くの国で障害者のための治療法として積極的に取り入れられている。

動物の飼育や触れ合いが、成人だけでなく、子どもの治療として有効であることを知らしめた施設の一つが、米国ニューヨーク州にある治療施設「グリーン・チムニーズ小児施設」である。この施設は農園や牧場を持つ寄宿制の学校で、1947年に創設されて以来、虐待やネグレクトなどによる重度の情緒障害や行為障害を持ち、精神科の施設で改善が望めなかった子どもたちを受け入れてきた。子どもたちの傍らには常に、犬、猫、ウサギ、羊、馬などの動物がおり、動物たちとの触れ合いや世話を通して子どもたちは、愛することや他者と関係を結ぶことを学ぶことにより、成果をあげている。

イ 訪問活動としての動物介在活動・動物介在療法

(ア) 訪問型の動物介在療法・活動は、デルタ協会、SCAS などによって創始された。1970年代より蓄積してきた知見を基に、人と動物の絆による人の心身への効果を福祉・介護や治療にも応用するためのプログラムが、1980年代に両団体によって個別に開発され、伴侶動物を介在させる介護・福祉、治療が行われるようになった。わが国でも、1986年に日本動物病院福祉協会が、動物介在活動として、特別養護老人ホームへの動物同伴訪問活動を開始した。

動物介在活動も動物介在療法も、病院や老人ホームなどの施設には、伴侶動物とそのハンドラー(動物を取り扱う人の意味で、多くの場合は飼い主)、動物の専門家である獣医師、ボランティアなどがチームを組んで訪問を行う。しかし、その目的や基準において病院と老人ホームは異なる。

動物介在活動は介護・福祉活動であり、生活の質を向上させるためにリクリエーションや教育として行われるものである。病院等の施設などでの特別な治療プログラムの中に存在するものではなく、また訪問ごとに特定の治療目標を立てることはない。患者や入居者が動物と触れ合うことにより、心が癒され元気になり、また患者や入居

者同士の会話が生まれるなど、病院・施設内での生活がより豊かで楽しいものになることが、動物介在活動の主なねらいである。

(イ) 動物介在療法は、人の治療のある部分に動物を参加させる治療支援活動である。治療上の目的・計画の設定、実施、評価を伴い、決まった形や手順に従う。以下の4つの条件を満たす必要がある。

- ① 治療支援活動は、人の医療や福祉の専門家が実施するものである。これらの専門家には医師、作業療法士、理学療法士、看護師等が含まれる。動物の扱いは専門家が行う場合と専門家の指示のもとにボランティアが行う場合がある。
- ② 治療支援活動は上記の専門家が自らの専門的治療に動物を組み込むことである。専門家がその責任の下に行う業務としてではなく、あるいはその専門的治療現場以外でこれを行っても治療支援活動とはいわない。
- ③ 治療支援活動には社交技術の改善や身体能力の改善等の目標が設定されている。一般的な動物とのふれあいによりこのような変化が見られることがあるが、事前に目標設定されていない場合は治療支援活動とはいわない。
- ④ 治療支援活動は記録を残さなければならない。一定の書式を用いて、活動形態と患者に現れた変化を記載する。

(ウ) 動物介在療法は、リハビリテーションや精神疾患の治療における補助療法として用いられ、非協力的で話をしない患者、社交性の乏しい患者、抑うつ的、自殺の危険性を抱える患者などに有効であるとされる。

我が国においては、動物介在療法の事例はあまり多くなく、介護・福祉活動である動物介在活動のための病院や施設への訪問がほとんどである。

しかし、良質のレクリエーションを提供し、施設内の生活環境をより豊かにする動物介在活動は動物介在療法とは異なる質と利点を有し、医療を支える基盤として重要な役割を持つ。

(4) 動物介在教育と学校における動物飼育の支援活動

ア 学校における動物飼育（学校飼育動物）

学校飼育動物とは、「小学校・幼稚園等の教育施設において飼育される哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類等の動物であって、子ども達の教育に役立つ動物」とされている（日本獣医師会学校飼育動物検討委員会）。

また、動物介在教育に関する国際的なガイドラインが採択されるなど（IAHAIO, 2001）、動物を用いての教育は世界的なものとなりつつある。しかし各国・地域における動物介在教育への取り組みは様々である。

イ 我が国での学校飼育動物の取り組み

我が国では、学校における動物飼育の教育的効果が明治期より注目され、幼稚園や小学校で小動物を飼育してきた。このような学校における動物飼育を人と動物の双方にとって楽しい体験とし、子ども達に生物に対する興味を育むとともに命の大切さを実感させ、責任感、社会性、協調性、優しさ、思いやり、忍耐力、探究心などの育成に資するとされた。

2 アニマルセラピーの効用に係る調査・研究

(1) 認知症高齢者に対するアニマルセラピーの効果

資料：上田智子・青木健_環境経営研究所年報_第17号 2018

アニマルセラピーの効果について、横山は「生理的效果」「心理的效果」「社会的効果」の3つを挙げている。生理的效果には、リラックス、血圧やコレステロール値の低下が、心理的效果には、元気づけ・リラックス・くつろぎ作用、自尊心などの肯定的感情、心理的自立を促す、感情表出（言語的・非言語的）、注意持続時間の延長、回想作用が、社会的効果には、社会相互作用、人間関係を結ぶ触媒・潤滑油、言語活性化作用、集団の協力関係促進、スタッフへの協力を促す等の効果があるとされている。

心身面への動物の効果について、Levinson (1978) は孤独感が癒されると主張し、Hoffman (1991) は娯楽や友情、安心感がもたらされ、世話をすることによって何かができるという見通し、つまり自己効力感が向上すると述べている。Robb (1980) らは、体は近づけるといった社会的行動を観察して、抑うつ状態などの改善効果を示している。Baun (1984) は、飼い犬に触れていると、静かに読書していると同程度に血圧が低下したこと、Haughie (1992) は高齢の精神病入院患者を対象に犬と20分間の接触を8回行い、犬がいない場合よりもいる場合の方が社会的相互作用は多かったことを報告している。Taylor ら (1993) は、施設の高齢者に対し実物と社会の犬を示し、実物の犬にはアイコンタクトと発語頻度の平均頻度が上昇したという。

動物と関わることで心身の状態が改善される仮説には、

- ①「社会的潤滑剤説」ペットがそばにすることで周囲の人との社会関係が促進される
- ②「印象形成媒介説」間接的效果として、ペットと人が一緒にいるとその人の印象に変化が生じる可能性がある
- ③「社会的役割理論説」ペットを飼うと自分が主人になり、飼育する責任や役割を感じ、世話をすることで自己効力感が高まる
- ④「強化説」ペットと接することで、友情や安心感・感情の支えといった心理的利益の方が、世話の時間や金銭的な支出という犠牲よりも大きいとされる
- ⑤「社会的交換理論」ペットと関わる行動が頻繁になり維持されるのは、その行動が何らかの報酬・強化を受けている
- ⑥「注意コントロール説」動物を持ちこむとそれが患者の注意をひきつけ、それまで注意を集中させていた自分の症状や問題から気をそらすことになる
- ⑦「文化的遺伝説」人とペット動物は長年のつきあいによって絆を形成し、その絆は人の心理に埋め込まれている
- ⑧「活動促進説」世話をすることによる
- ⑨「皮膚接触感説」、「内因性物質分泌説」触覚に焦点を当て、ペットに触れていると血圧が低下する

Levinson (1984) は、動物と接することでエンドルフィン（大脳内部にありがんの痛みを緩和するために使われる医療用麻薬であるモルヒネに似た鎮痛などの作用を示す物質）の分泌を促し、それが不安を軽減する可能性を指摘している。

これらの仮説からも、認知症高齢者ができるだけ穏やかに生活を続けるには、ストレス解消や心理的安定を促す方策として、アニマルセラピーの導入が考えられる。

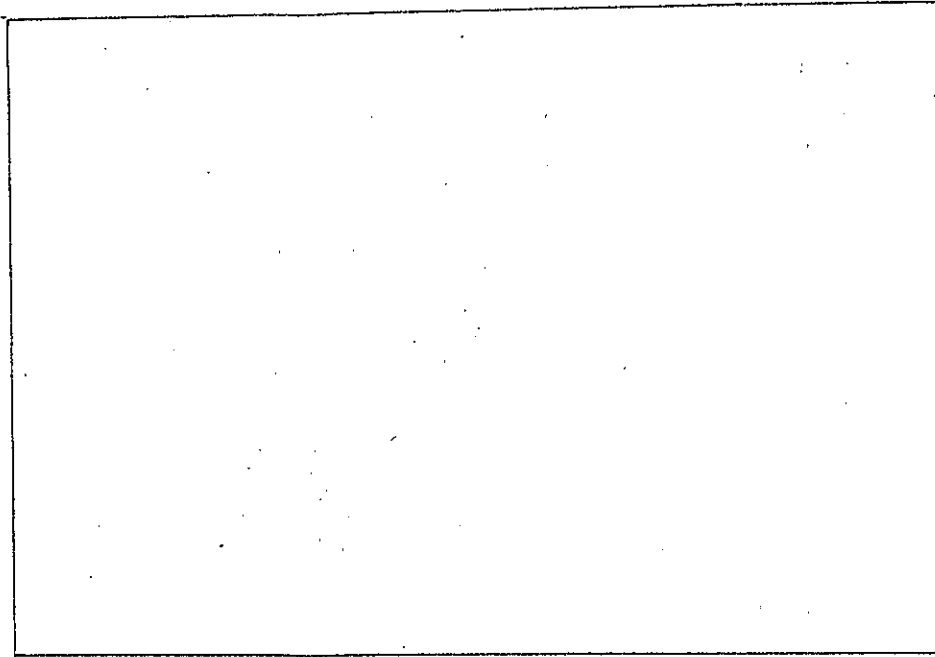
(2) ペットとの共生が高齢者にもたらす効果

資料：「社会参加とヘルシーエイジング研究チーム（協力研究員）、国立環境研究所 谷口 優」（地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター HP）

ア ペット飼育とフレイル

高齢者を対象として、犬や猫などのペットの飼育経験を調査し、フレイル（健康と要介護状態との間にある、加齢により心身が老い衰えた状態）ではない約 7,900 人（平均年齢 73.6 歳±5.3 歳）を 2 年間追跡調査した。

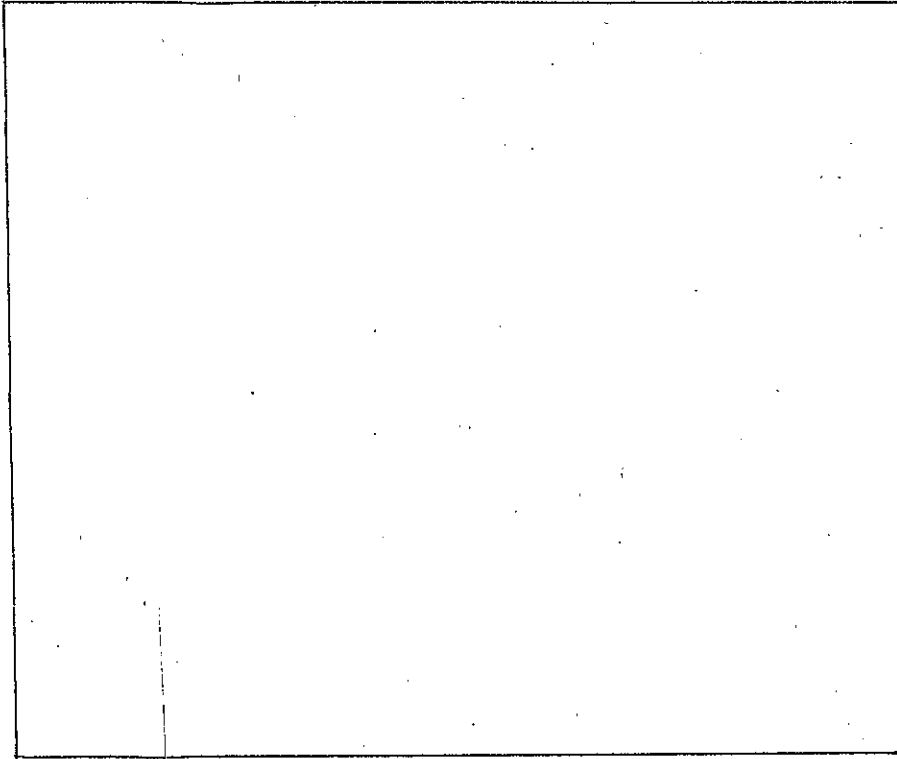
その結果、これまでにペット（犬もしくは猫）を飼育したことのない群に比べ、過去にペットを飼っていた群にフレイル発生リスク（確率）が 0.84 倍、ペットを飼っている群のリスクが 0.87 倍になることがわかった。ペットの中でも犬に限った場合、犬を飼育している群のフレイル発生リスクは 0.81 と、約 2 割のリスク減になることが示された（Taniguchi, et al. Scientific Reports 2019）。



出典：「地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター」資料

イ 犬の散歩と健康長寿

谷口らは、ペットとの共生による効果として、フレイルと関係性の深い要介護状態や死亡との関連性を調べている。日本人高齢者約 11,000 人（平均年齢 74.2 歳±5.4 歳）を 3.5 年間追跡調査した結果、これまでにペット（犬もしくは猫）を飼育したことのない群に比べ、過去にペットを飼っていた群に自立喪失（要介護状態もしくは死亡）発生リスクが 0.88 倍、ペットを飼っている群のリスクが 0.71 倍になることがわかった。ペットの中でも、犬の自立喪失発生リスクの低減は顕著であり、犬を飼育している群のリスクは 0.54 倍と 5 割近いリスク減になることが示された。



出典：「地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター」資料

(3) ペット飼育と社会保障費との関連性に関する研究

資料：「ペット飼育と社会保障費との関連性に関する研究」（令和5年2月、地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター）

「地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター」は、社会参加と地域保健研究チームの「ペット飼育と社会保障費との関連性」に関する研究論文を、米国科学誌「PLOS ONE（プロスワン）」に1月27日に発表した。ペット飼育と社会保障費抑制の関連性を明らかにした発表は、本邦初ということである。

研究の概要は次の通りである。

ア 研究目的

前項のとおり、ペットを飼育する高齢者ではフレイルや自立喪失（要介護認定及び総死亡）が発生するリスクが大幅に低いことが明らかになっているが、ペット飼育者の中にも医療や介護を必要とする高齢者がいる。研究では、既往歴や要介護認定者数には差のない①ペット飼育者と②ペット非飼育者との間で、2017年6月から2016年1月までの17カ月間の月額医療費及び介護保険サービス利用費の差異を調べている。

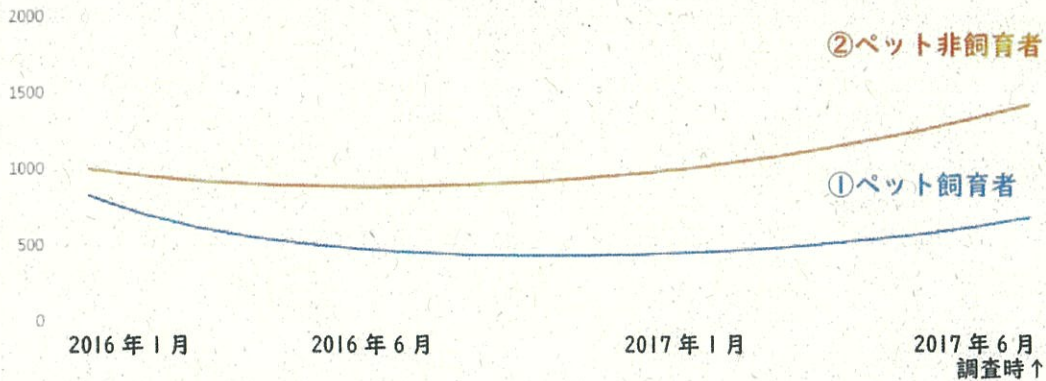
イ 結果概要

研究では、2017年に埼玉県比企郡鳩山町での疫学調査に回答した460名の調査データを使用（研究対象者の平均年齢は77.7歳、男性の割合は61.6%）。有病率は、高血圧が51.1%、脂質異常症が37.4%、骨関節疾患が27.4%、心疾患が22.2%、糖尿病19.3%、脳血管疾患10.7%であり、要介護認定割合は6.3%であり、これらの該当割合は①ペット飼育者と②ペット非飼育者との間に有意な差はみられなかった。なお、ペット飼育割合は20.9%で、このうち24.0%が犬及び猫の飼育、42.7%が犬のみ飼育、24.0%が猫のみ飼育であった。

調査時の月額医療費は、①ペット飼育者が 48,054 円、②ペット非飼育者が 42,260 円であり、調査期間における月額医療費の比は最小 0.9、最大 1.2 と有意な差はみられなかった。一方、①ペット飼育者と②ペット非飼育者の調査時の月額介護保険サービス利用費は 676 円と 1,420 円であり、調査期間中における月額介護費の比は最小 1.2 最大 2.3 と有意な差がみられた。

(円/1人)

月額介護費



出典：「ペット飼育と社会保障費との関連性に関する研究」(令和5年2月、地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター)

ペット飼育者と非飼育者との間で医療費に差は生じていなかった一方で、ペット非飼育者に比べて飼育者では介護費が約半額に抑制されていることが示された。これは、ペット飼育者では、利用する介護サービスの利用頻度が低いことや、軽度の介護サービスの利用に繋がっていることが考えられる。高齢化の進展に伴う介護費の増大に対して、犬や猫の飼育は介護予防効果のみならず、介護費の抑制にも寄与することが示唆された。ペットを飼育することによる役割、責任感、活発で規則正しい生活の維持など、介護費に反映する可能性のある日常生活の自立・自律に関する多面的な要因が考えられる。

(4) 認知症高齢者に対するイヌによる動物介在療法の有用性

資料：「認知症高齢者に対するイヌによる動物介在療法の有用性」(太湯好子、小林春男、永瀬仁美、生長豊健：川崎医療福祉学会誌 Vol.17No2 2008 353-361)

認知症高齢者に対するイヌによる動物介在療法(施行は1回/週、30分)の導入の効果を、社会性、活動性、精神性の3側面から検討しコントロール群と比較した。動物介在療法の6ヶ月後までの評価は認知症日常生活自立度判定基準、認知症高齢者用QOL尺度、認知症高齢者用うつスケール短縮版を用いて評価した。また、施行時の評価については前60分、中30分、後60分の行動観察と同時に、アクティグラフによる活動量の測定と唾液アミラーゼによる精神ストレスについて調査した。

その結果、日常生活自立度とQOL尺度得点は6ヶ月で大きな変動はなかったが、うつ状態は明らかに改善した。また、施行の前後では、唾液アミラーゼ活性値(ストレスの評価指標)の下降群が、動物介在療法を施行した群に有意に多くみられ、一方、コントロール群では上昇群が多かった。

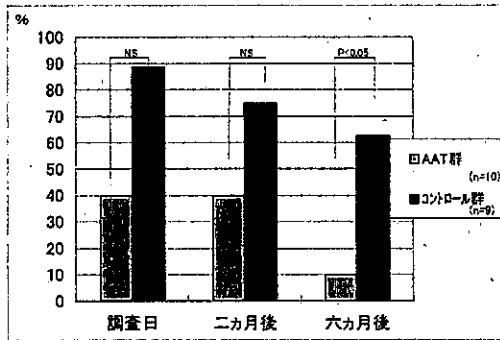


図1 うつ状態の割合の経時的変化

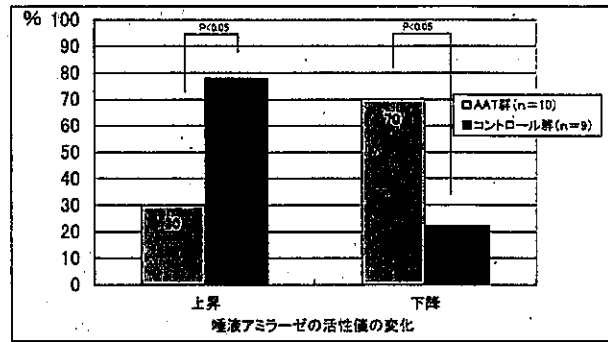


図3 唾液アミラーゼ活性値の上昇群と下降群でみたAAT群とコントロール群の比較

出典：「認知症高齢者に対するイヌによる動物介在療法の有用性」(太湯好子、小林春男、永瀬仁美、生長豊健：川崎医療福祉学会誌 Vol. 17No2 2008 353-361)

そして、アクティグラフによる活動量は施行中に明らかに多くなった。加えて、行動観察でも活動量、笑顔、発言、周囲の人やイヌへの関心が増加した。このことから、認知症高齢者に動物介在療法を施行することは、社会性としての周囲の人やイヌへの関心を高め、生活への潤いを増加させる、また、活動性としてはイヌにつられて行動を起こすことにより、活動量が増し、日常生活の自立度やQOL改善(生活の質の改善)につながる、精神性ではストレスの緩和やうつ状態の改善につながるということがわかった。

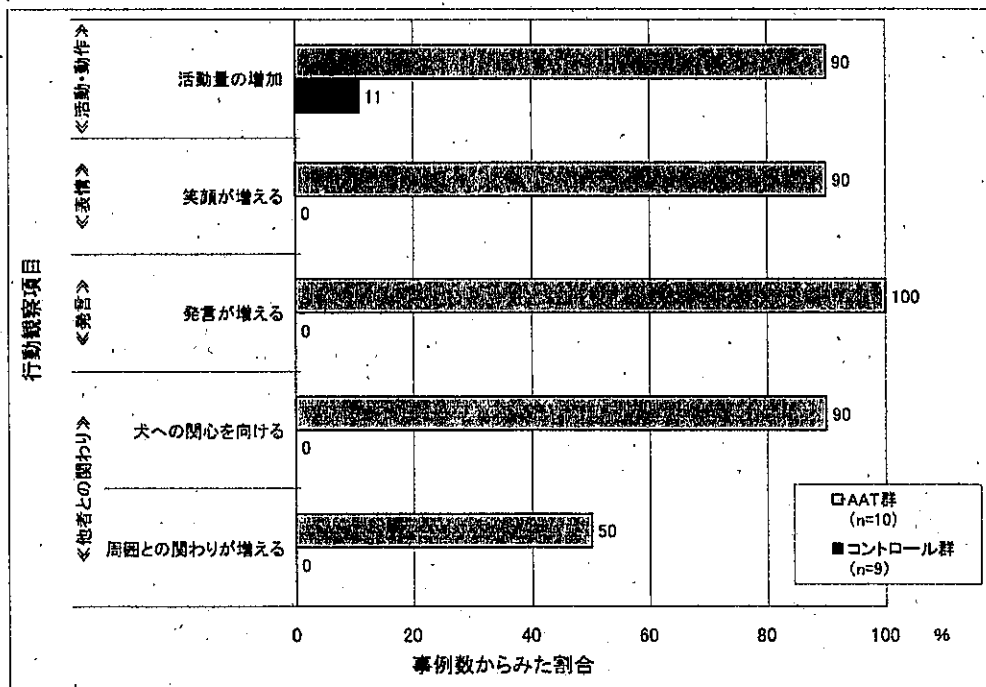


図6 行動観察からみる施行前と施行中の変化
—AAT群とコントロール群の比較—

出典：「認知症高齢者に対するイヌによる動物介在療法の有用性」(太湯好子、小林春男、永瀬仁美、生長豊健：川崎医療福祉学会誌 Vol. 17No2 2008 353-361)

(5) 人と犬双方の幸せホルモン増加の実証

資料：「ユニ・チャーム株式会社」HP

ユニ・チャーム株式会社（本社：東京都港区）と東京農業大学農学部バイオセラピー学科動物介在療法学研究室太田光明教授と共同で、アニマルセラピーを通じた高齢者とセラピー犬の触れ合いが双方にもたらす変化を研究し、その結果、高齢者とセラピー犬の双方において、幸せな状態を示すホルモンである「オキシトシン」分泌量の増加が見られることを発見された。

研究の概要は以下の通りである。

ア 研究の背景

近年、動物のもつ温もりや優しさに触れることができるアニマルセラピーは、情緒的な安定やQOL（Quality of Life）の向上を目的として、日本動物病院協会等の推奨により病院や介護施設で実施されている。高齢者介護施設におけるアニマルセラピーは、動物と触れ合うことにより、高齢者の方の笑顔の回数や会話が增え、生活の中に大きな喜びをもたらす効果があると考えられている。

そこで、高齢者施設に入居している高齢者とセラピー犬の触れ合いが、人と犬の双方に対して、どのような効果をもたらしているのかを研究した。

イ 研究の概要

対象：高齢者施設入居者 累計 37 名、セラピー犬 累計 35 頭

時期：2018 年 3 月～2019 年 4 月（分析期間含む）

方法：以下の方法にて、高齢者とセラピー犬の唾液中のホルモン分泌測定と、高齢者の心拍変動測定による自律神経バランス解析を実施した。

① 唾液中のホルモン分泌測定

アニマルセラピー実施前後の高齢者とセラピー犬の唾液を採取した。

唾液中のオキシトシン分泌測定を行い、実施前と実施後の増減から快の有無を判断した。採取において、倫理的確認を行い、本人及び家族の同意を得て、実施しました。

② 心拍変動測定による自律神経バランス解析

高齢者にセンサーを装着し、アニマルセラピー実施前、実施中及び実施後の心拍変動を測定した。自律神経機能のバランスを評価することで、リラックス状態、もしくは緊張状態のどちらにあるのかを判断した。

ウ 研究の結果

① 唾液中のホルモン分泌測定

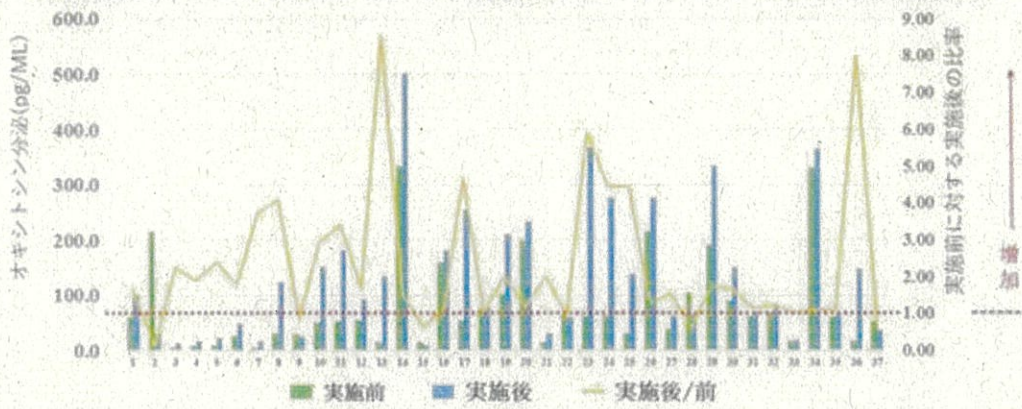
高齢者の 83.8%、またセラピー犬の 77.1%において、アニマルセラピー実施前と比較し、実施後にオキシトシン分泌量の増加が見られた。

【研究のまとめ】

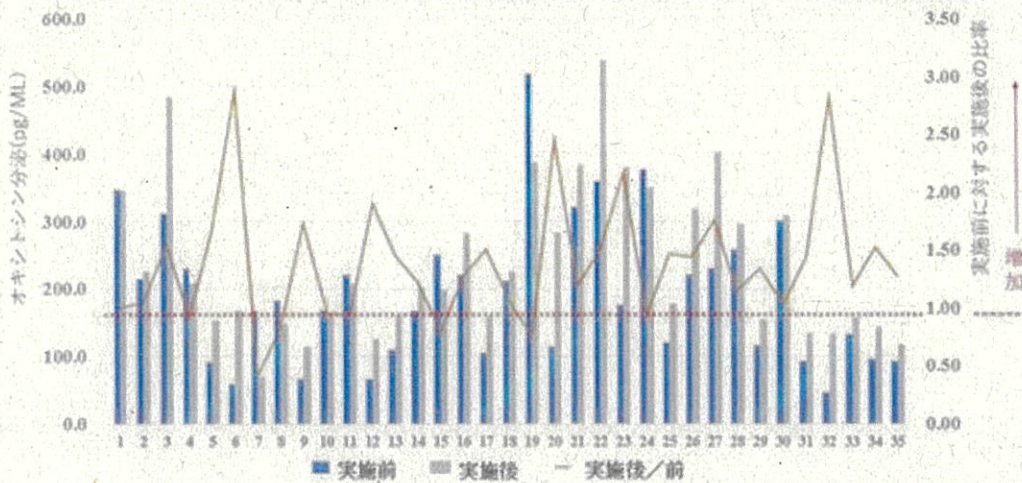
ご協力いただいた高齢者の多くの方は、アニマルセラピー実施中に笑顔になり、喜んでいる様子が見られました。オキシトシン分泌量は、アニマルセラピー実施後に増加したことから、セラピー犬との接触が、喜びをもたらすことが明らかになりました。アニマルセラピーの実施は、高齢者の方に対して喜びとともに、生きる活力を生み出すと考えられます。

またセラピー犬も同様に、アニマルセラピー実施後にオキシトシン分泌量が増加したことから、人と触れ合うことにより喜びを感じていることが示されました。

《高齢者：アニマルセラピー実施前後のオキシトシン分泌測定結果》



《セラピー犬：アニマルセラピー実施前後のオキシトシン分泌測定結果》



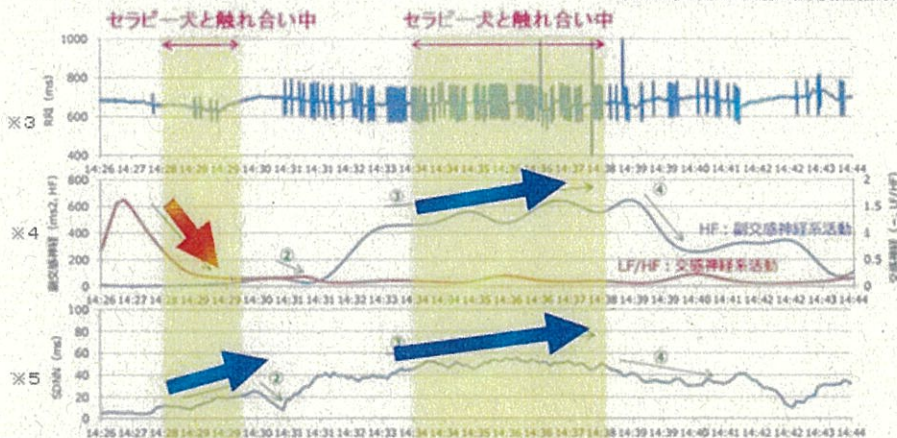
出典：「ユニ・チャーム株式会社」HP

② 心拍変動解析からの自律神経バランス評価

高齢者は、アニマルセラピー実施中に副交感神経が亢進され、リラックス状態にあることが確認された。

【男性高齢者Aさんの心拍変動例】

2018年3月16日第1回検証結果より



副交感神経系活動の上昇

(リラックス状態を示す)

交感神経系活動の低下

(緊張状態を示す)

リラックス状態を確認

出典：「ユニ・チャーム株式会社」HP

(6) 「全国犬猫飼育実態調査」からみる犬、猫飼育による効用

「全国犬猫飼育実態調査（令和4年・5年）」（一般社団法人ペットフード協会）における「犬、猫飼育による効用」に係る調査結果は、以下の通りである。

犬飼育による効用として、次の回答が上位に挙げられている。

同居する子供への影響は「毎日の生活が楽しくなった」、「家族の絆が強まった」

同居する両親への影響は「心穏やかに過ごせる日が増えた」

猫飼育による効用として、次の回答が上位に挙げられている。

同居する子供への影響は「気持ちが明るくなった」、

同居する両親への影響は「心穏やかに過ごせる日が増えた」、「家族の絆が強まった」

犬猫を飼育することによる一定の効用が、実感されているようである。

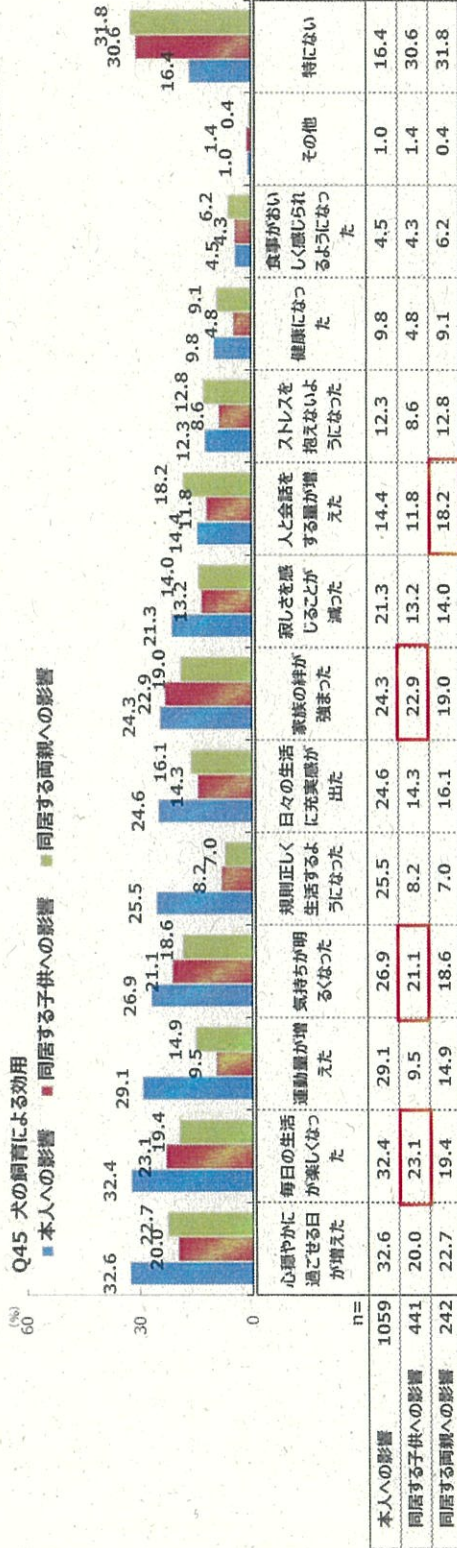
集計ベース：犬飼育者ベース
※子供、両親は同居者ベース
単位：%

犬飼育による効用

- ・子供への良い影響として「家族の絆が強まった、毎日の生活が楽しくなった、気持ち明るくなった」が高い。
- ・両親に対する影響では「人と会話をする量が増えた」が高い。
- ・男性60代以上や女性40代以上では「運動量が増えた」が高い。

※本人への影響で降順ソート

Q45 犬の飼育による効用
■ 本人への影響 ■ 同居する子供への影響 ■ 同居する両親への影響



▼本人への影響 性年代別

性年代	心穏やかに過ごせる日が増えた	毎日生活が楽しくなった	運動量が増えた	気持ち明るくなった	規則正しく生活するようになった	日々の生活に充実感が出た	家族の絆が強まった	寂しさを感ずることが減った	人と会話をする量が増えた	ストレスを抱えなくなった	健康になった	食事がおいしく感じられるようになった	その他	特にない
男性20代	32	21.9	28.1	12.5	9.4	12.5	25.0	9.4	6.3	15.6	15.6	9.4	3.1	25.0
男性30代	62	24.2	17.7	14.5	24.2	8.1	21.0	14.5	14.5	19.4	14.5	9.7	0.0	21.0
男性40代	78	28.2	25.6	21.8	20.5	25.6	19.2	15.4	11.5	12.8	10.3	2.6	0.0	16.7
男性50代	97	37.1	29.9	21.6	19.6	16.5	19.6	16.5	7.2	15.5	5.2	6.2	0.0	22.7
男性60代	84	31.0	32.1	33.3	29.8	15.5	14.3	19.0	15.5	13.1	11.9	3.6	0.0	16.7
男性70代	98	33.7	29.6	33.7	25.5	37.8	24.5	19.4	11.2	10.2	12.2	2.0	3.1	16.3
女性20代	55	32.7	36.4	27.3	27.3	16.4	23.6	25.5	20.0	12.7	9.1	7.3	0.0	18.2
女性30代	90	21.1	28.9	23.3	28.9	18.9	26.7	23.3	12.2	11.1	12.2	3.3	1.1	21.1
女性40代	123	39.8	38.2	33.3	27.6	32.5	29.3	24.4	17.9	10.6	8.9	4.9	0.8	8.1
女性50代	145	40.7	41.4	36.6	32.4	31.7	29.0	25.5	21.4	9.7	5.5	4.1	0.7	12.4
女性60代	135	32.6	35.6	35.6	30.4	34.1	27.4	26.7	15.6	13.3	13.3	4.4	3.0	14.8
女性70代	60	28.3	28.3	30.0	31.7	28.3	23.3	21.7	10.0	8.3	3.3	1.7	0.0	18.3

調査② Q45

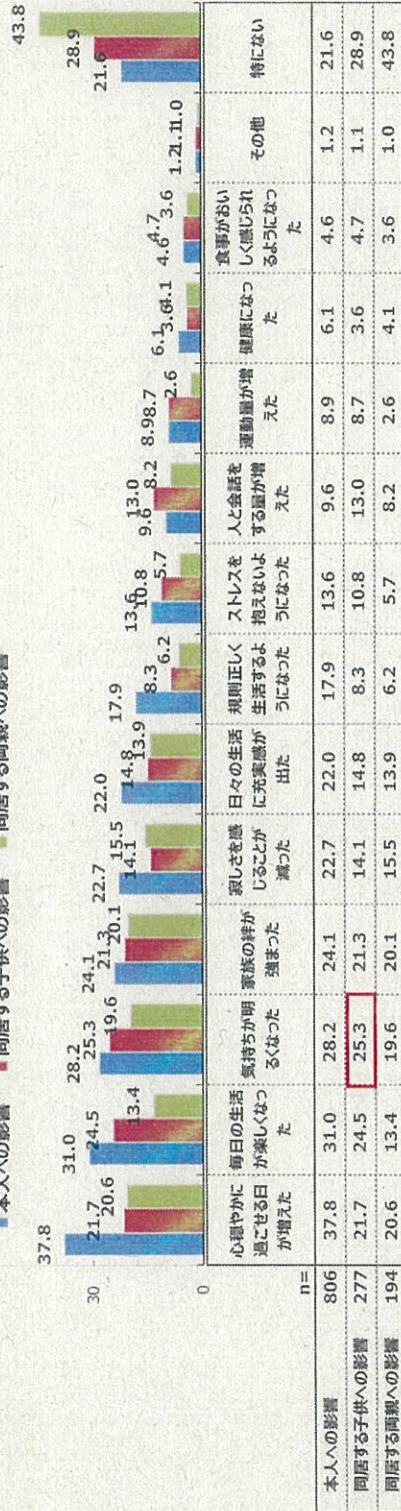
集計ベース：猫飼育者ベース
 ※外猫除
 ※子供、両親は同居者ベース
 単位：%

猫飼育による効用

- ・子供への良い影響として、「気持ち明るくなった」が高い。
- ・男性30代で「気持ち明るくなった、ストレスを抱えないようになった」が高い。

※本人への影響で降順ソート

Q45 猫の飼育による効用
 ■ 本人への影響 ■ 同居する子供への影響 ■ 同居する両親への影響



▼本人への影響 性年代別

性年代別	心算やかに過ごせる日が増えた	毎日の生活が楽しくなった	家族の絆が強まった	寂しさを感ずることが減った	日々の生活に充実感が出た	規則正しく生活するようになった	ストレスを抱えなくなった	人と会話をしやすくなった	運動量が増えた	食事がおいしく感じられるようになった	特別な	その他	特にない
男性20代	32.0	32.0	20.0	16.0	8.0	4.0	20.0	8.0	12.0	8.0	0.0	0.0	20.0
男性30代	25.0	19.2	34.6	19.2	15.4	17.3	26.9	15.4	11.5	15.4	7.7	0.0	25.0
男性40代	32.2	16.9	30.5	22.0	15.3	16.9	16.9	8.5	11.9	10.2	6.8	0.0	23.7
男性50代	58	41.4	36.2	19.0	20.7	22.4	13.8	12.1	5.2	6.9	1.7	1.7	32.8
男性60代	55	34.5	32.7	21.8	14.5	3.6	12.7	7.3	12.7	7.3	1.8	0.0	23.6
男性70代	101	38.6	23.8	27.7	23.8	18.8	14.9	9.9	9.9	2.0	3.0	1.0	27.7
女性20代	45	48.9	37.8	31.1	26.7	28.9	24.4	8.9	2.2	4.4	6.7	0.0	17.8
女性30代	70	40.0	32.9	32.9	35.7	25.7	14.3	8.6	5.7	8.6	5.7	0.0	17.1
女性40代	88	43.2	38.6	30.7	25.0	23.9	10.2	12.5	9.1	3.4	3.4	1.1	17.0
女性50代	93	41.9	36.6	30.1	22.6	20.4	5.4	8.6	11.8	4.3	5.4	2.2	17.2
女性60代	93	36.6	32.3	24.7	22.6	18.3	11.8	6.5	6.5	2.2	3.2	5.4	21.5
女性70代	67	32.8	31.3	32.8	25.4	17.9	13.4	9.0	9.0	9.0	4.5	0.0	16.4

飼育者シニアに対する飼育効用

犬

犬の飼育者シニアに対する飼育効用としては、

- ・70代は運動量に関して効用を感じている。
- ・周囲からは、表情の変化、会話量の変化といった効用を感じられている。

本人にとってのペット飼育の効用

犬	男性		女性	
	60代	70代	60代	70代
毎日の生活が楽しくなった	40.2	32.4	42.4	35.2
心穏やかに過ごせる日が増えた	42.5	33.3	32.2	25.4
気持ちが明るくなった	36.8	24.5	30.5	29.6
運動量が増えた	21.8	36.3	30.5	39.4
規則正しく生活するようになった	25.3	33.3	34.7	28.2
日々の生活に充実感が出た	20.7	25.5	32.2	23.9
家族の絆が強まった	28.7	25.5	29.7	23.9
寂しさを感じる事が減った	24.1	7.8	22.0	22.5
人と会話をする量が増えた	14.9	16.7	20.3	21.1
ストレスを抱えないようになった	17.2	8.8	9.3	14.1
健康になった	13.8	9.8	10.2	11.3

周囲からみたペット飼育の効用（両親・祖父母の様子）

犬	両親・祖父母年齢			
	60代	70代	80代	90代
表情が明るくなった	28.8	39.0	28.9	36.4
家族との会話量が増えた	32.2	31.2	31.6	36.4
運動量が増えた	28.8	27.3	17.1	22.7
ストレスが減ったように見える	16.9	27.3	18.4	13.6
規則正しく生活するようになった	13.6	19.5	9.2	13.6
情緒が安定するようになった	8.5	11.7	13.2	13.6
近所とのつながりが増えた	13.6	10.4	14.5	9.1
起きている時間が増えた	6.8	9.1	7.9	9.1
食事の量が増えた	8.5	9.1	6.6	4.5

猫

猫の飼育者シニアに対する飼育効用としては、

- ・ 周囲からは、表情の変化、会話量の変化といった効用を感じられている

本人にとってペット飼育の効用

猫	男性		女性	
	60代	70代	60代	70代
毎日の生活が楽しくなった	38.3	29.2	42.2	42.3
心穏やかに過ごせる日が増えた	36.7	24.7	40.0	31.0
気持ちが明るくなった	35.0	22.5	27.8	35.2
日々の生活に充実感が出た	28.3	14.6	25.6	23.9
寂しさを感じる事が減った	23.3	19.1	13.3	18.3
家族の絆が強まった	21.7	14.6	26.7	23.9
規則正しく生活するようになった	16.7	12.4	13.3	12.7
ストレスを抱えないようになった	21.7	13.5	8.9	8.5
人と会話をする量が増えた	10.0	5.6	6.7	7.0
健康になった	8.3	2.2	7.8	9.9
運動量が増えた	5.0	6.7	4.4	7.0

周囲からみたペット飼育の効用 (両親・祖父母の様子)

猫	両親・祖父母年齢			
	60代	70代	80代	90代
家族との会話量が増えた	32.6	38.4	35.9	31.3
表情が明るくなった	27.9	31.5	37.5	25.0
ストレスが減ったように見える	23.3	23.3	25.0	18.8
情緒が安定するようになった	18.6	13.7	18.8	18.8
規則正しく生活するようになった	18.6	16.4	7.8	25.0
運動量が増えた	16.3	13.7	7.8	6.3
起きている時間が増えた	11.6	6.8	4.7	6.3
近所とのつながりが増えた	7.0	5.5	9.4	6.3

3 アニマルセラピーの海外での研究事例

(1) 介護施設におけるアニマルセラピー (アメリカ)

資料: 「The Effects of Animal-Assisted Therapy on Loneliness in an Elderly Population in Long-Term Care Facilities (動物介在療法が介護施設高齢者の孤独感に及ぼす影響)」(マリアン R バンクス、ウィリアム A バンクス)

マリアン R バンクスらは、動物介在療法(AAT)を希望する介護施設の入居者集団に対し、動物介在療法(AAT)が客観的に孤独感を改善できるかどうかを検討した。

ミシシッピ州南部にある3つの介護施設の45名の高齢者に対し、介入なし、週1回の介入、週3回の介入を行うグループに分け、動物介在療法(AAT)の効果を検証している。

動物介在療法(AAT)は1回30分で、犬をリードでつないだまま、入居者は抱っこする、なでる、手入れする、歩く、話す、遊ぶという活動を行った結果、孤独感が減少することがわかった。ただし、動物介在療法(AAT)の効果は、以前ペットを所有していたことと強く関連しており、ペットを所有していた入居者の孤独を軽減する効果があることがわかった。

(2) 認知症患者や介護者を対象としたセッション (アメリカ)

資料: 「Free Therapy Dog Sessions Help Those Affected By Alzheimer's Smile, Engage and Transform (アルツハイマー病罹患者の認知モニタリング能力に対する犬介在療法の効果)」(ファウスト・キンタヴァッラほか)

アルツハイマー病は、ヒトにおける認知症の最も一般的な原因であり、疾患が進行するにつれて、症状がより関連性を持ち、日常生活および社会的関係に重大な干渉を伴う。現在、有効な治療法は不足しており、アルツハイマー病の治療薬として非常に効果的な薬はまだ承認されていません。動物介在介入は、認知症の人々の生活に重要な役割を果たすと考えられ、本研究の目的は、アルツハイマー病に罹患している高齢患者に関する研究に貢献することであり、犬介在療法は、患者が動物と接触している間に有効かつ完全に検証されていることが証明されている。認知能力の障害の指標は、さまざまなテストを通じて評価された。セッション終了後2ヶ月で、テスト結果は初期値まで減少した。

(3) 脳損傷患者の社会的行動にアプローチ (ドイツ)

資料: 「Animal-assisted therapy improves social behavior in patients with brain injuries (動物介在療法は脳損傷患者の社会的行動を改善する)」(バーゼル大学)

重度の外傷性脳損傷の後、患者はしばしば社会的行動に問題を示す。例えば、感情的な共感の低下、感情表現の障害など、コミュニケーションに支障をきたすなどである。

ア エンゲージメントとモチベーションを刺激する

動物介在療法は、患者の社会的能力におけるこれらの問題を改善するために、リハビリテーションにおいて使用されている。例えば、患者の関与と動機づけを刺激することができる。バーゼル大学の心理学部の研究者は、神経リハビリテーションと対麻痺学のクリニックである REHAB バーゼルとスイス熱帯公衆衛生研究所と協力して、この治療法の有効性を評価するために、後天性脳損傷の入院患者に関する最初の体系的な研究に着手しました。

この研究では、従来の治療セッションと並行して、19人の成人参加者に対して動物介在療法セッションを実施した。患者の社会的行動は、200を超える動物介在療法および従来の治療セッション中に記録および評価された。この研究では、患者の気分と満足度、

および治療の成功における重要な基準である治療動機も文書化された。

イ よりポジティブな感情

結果は、モルモット、ミニブタ、ウサギ、ヒツジを含む動物の存在下で、患者は従来の治療セッション中よりも積極的な社会的関与を示したことを示した。彼らはほぼ2倍の肯定的な感情を表現し、口頭と非口頭の両方でより頻繁にコミュニケーションを取った。治療セッション中に動物がいた場合、患者は自分自身がより満足し、治療に積極的に参加する動機が高いと考えられた。

つまり、「結果は、動物介在療法が脳損傷患者の社会的行動にプラスの効果をもたらす可能性があることを示唆しています」と、研究の主任研究者であるスイスのバーゼル大学の Karin Hediger 博士は結論付けた。

「動物は、患者が動物の世話をするように動機付けるため、関連する治療パートナーになる可能性がある。第二に、動物は患者が積極的に治療活動に従事するための刺激を提供する。」したがって、動物介在療法は、従来の神経リハビリテーションの有望な補足となる可能性があるということである。

(4) 小児病院で犬が検査やリハビリに貢献 (イギリス)

資料: 「The benefits of an animal-assisted intervention service to patients and staff at a children's hospital (小児病院の患者とスタッフに対する動物介在介入サービスの利点)」(リンジーS ウグロー)
英国の小児大学教育病院における動物介在介入(AAI)サービスの効果を評価するために、保護者とスタッフのオンライン調査が実施された。

ゴールデンレトリバー犬を連れたボランティアハンドラーが、デイ、メディカル、外科、腫瘍学、集中治療を含む小児病棟すべてに AAI を提供しました。

介入は、「出会いと挨拶」から、看護、理学療法、作業療法の支援、採血や放射線検査を含むその他の検査中の気晴らしの提供にまで及んだ。

200 の調査が完了し、サービスに対する圧倒的な肯定的な反応がありました。犬の存在、清潔さ、行動に関する懸念は記録されませんでした。

4 介護、福祉施設等における事例

(1) 入居者がペットと暮らせる「伴侶動物福祉」(特別養護老人ホーム さくらの里山科)

資料：「第2回かながわ福祉サービス大賞～福祉の未来を拓く先進事例発表会～」(平成25年11月15日)資料
「動物がくれる力」P246～256、大塚敦子著、岩波新書

「さくらの里山科」(神奈川県横須賀市)は4階建ての特別養護老人ホームで、個室ユニット型である。1ユニットは、10の完全個室と共用スペースで構成されている。施設内には10ユニットと、ショートステイ用のユニットが2つあり、定員は120人となっている。

2階部分がペット専用フロアとなっていて、犬と生活できるユニットが2つ、猫と生活できるユニットが2つ用意されている。

動物の数は原則1ユニット5匹まで、2022年現在、犬9頭、猫8匹が同居している。

【さまざまな工夫】

- ・ 予防接種などの管理をおこなっている
- ・ 朝晩の犬の散歩は、地域のボランティアが協力しておこなっている
- ・ 庭や屋上も犬に開放している
- ・ 動物と暮らすことを望んでいない入居者のために、犬猫と暮らす専用フロアを設けており、他の階と住み分けている
- ・ 住居スペースが犬ユニット、猫ユニットに分けられ、犬好き、猫好きの人がそれぞれ入居している
- ・ 犬猫は入居者の部屋やベッドも出入り自由
- ・ 入居者である飼い主が亡くなった後もペットの面倒を最期までみってくれる

さくらの里山科に動物がいるのは、高齢者が動物との暮らしを続けられるようにすることが目的で、アニマルセラピーのような効果を期待した取り組みではなかったが、次のような効果が確認されている。

【さくらの里山科で確認されたアニマルセラピー効果】

- ① 飼い犬・猫と一緒に入居できることによる安心 (入居者が明るくなる)
- ② 精神の活性化、豊かな感情表現の復活、コミュニケーションの促進
- ③ 生活習慣の改善 (動物がそばにすることで、夜安心してぐっすり眠れるため健康状態が良好になる)
- ④ ADL (日常生活動作) の向上 (ブラッシングが拘縮しかけた腕のリハビリになる)
- ⑤ 認知症の進行予防 (動物とふれあったり声をかけたりすることにより認知症の進行を遅らせたりする)
- ⑥ 地域交流促進 (地域の人たちがボランティアとして動物たちのシャンプーやトリミング、散歩のために来てくれるので、地域との交流が進む)
- ⑦ 職員のスキルアップ

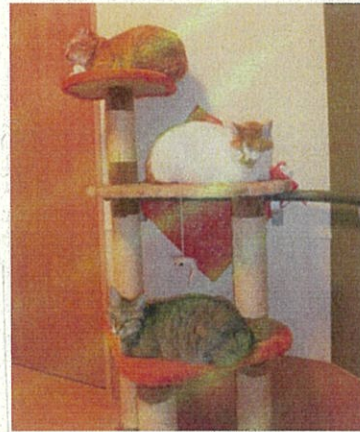
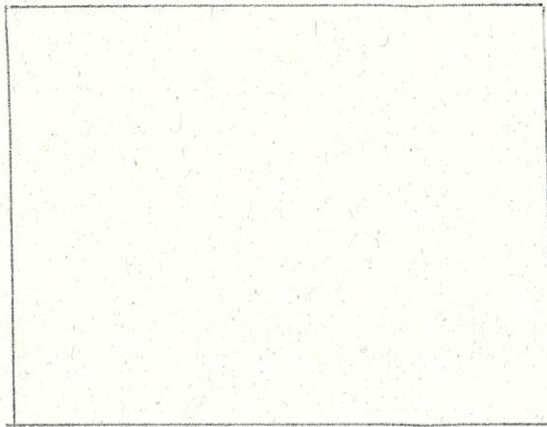
【事例紹介】

犬・猫と一緒に暮らす試み～特養ホームにおける新たな共生～

神奈川県横須賀市 特別養護老人ホームさくらの里山科

1 はじめに

犬や猫を飼っている独居ご高齢者が特養に入居する際、残された犬や猫が保健所に送られてしまうことがあります。保健所に送られた犬や猫の大半は殺処分となるので、それが嫌で入居を拒む方もいます。幸い次の飼い主が見つかった場合も、長年一緒に暮らしてきた犬や猫と離れるのは、高齢者に大きな喪失感をもたらします。生きる気力を奪う場合もあります。この問題を何とか解決できないだろうか。家族同然の犬や猫と一緒に暮らすことによって高齢者のQOLは大きく向上するのではないだろうか。その思いから私達の試みはスタートしました。



2 取り組みの紹介

①本施設の説明

平成24年4月開設。ユニット型。特養100床。ショート20床。4階建。2階～4階が居住フロアで、各階に4ユニットずつ設置。1ユニット10名体制。

②犬・猫とご入居者様が一緒に暮らす体制

2階のユニットを犬・猫と一緒に暮らすユニットとし、3階、4階の入居は、犬・猫と接触しません。3階、4階の入居者は、犬・猫嫌いでも、犬・猫のアレルギーでも大丈夫です。犬・猫ユニットの入居者は、犬・猫と一緒に生活を希望した方のみとしました。

犬・猫はそれぞれのユニットで完全に自由に生活しています。居室もリビングも出入り自由です。入居者の部屋に寝床を置く犬・猫、ベッドと一緒に寝ている犬・猫もいます。

犬・猫の世話は職員が行います。そのために、犬・猫ユニットとも、配置基準より多いスタッフを配置しました。さらに犬ユニットには清掃・散歩を業務とするパートスタッフを1名増加配置しました。

犬の散歩ボランティアが、現在15名協力してくれています。

猫のシャンプー・爪切り・トイレ掃除のボランティアが3名協力してくれています。

③一緒に暮らす犬・猫の状況

2-1ユニット 犬5匹が生活

1匹：独居高齢者が飼っていた犬。飼い主がご逝去され、本施設に入居。

3匹：保健所から保護された犬

1匹：福島原発エリアに取り残されていた犬。

2-2ユニット 犬2匹が生活

1匹：入居者の飼い主。一緒に入居。

1匹：保健所から保護された犬

2-3ユニット 猫5匹が生活

2匹：独居高齢者が飼っていた猫。飼い主がご逝去され、本施設に緊急入居。

2匹：保健所から保護された猫。

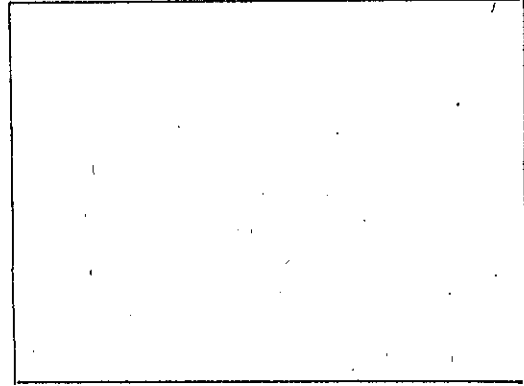
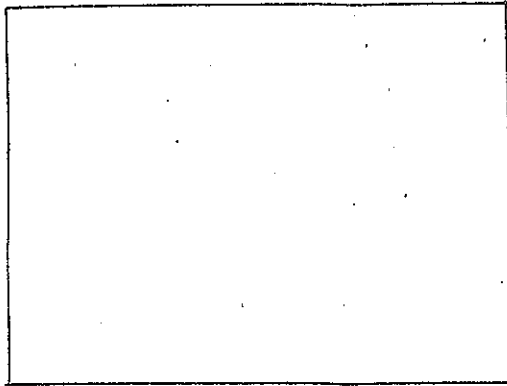
1匹：福島原発エリアに取り残されていた猫。

2-4ユニット 猫5匹が生活

1匹：入居者の飼い主。一緒に入居。

1匹：入居者の飼い猫。ご入居者様が亡くなった後、本施設が引き取った。

3匹：保健所から保護された猫。



④目的の拡大

当初は高齢者とその飼い犬・猫が入居することのみを目的としていましたが、開設準備を進める中で、他のニーズや社会問題に気が付き、目的が拡大しました。

目的1 高齢者と一緒にその飼い犬・猫が一緒に入居できるようにする。

目的2 犬・猫が好きな高齢者が、犬・猫と一緒に生活できるようにする。そのために入居者の飼い主・猫以外にユニット共有の犬・猫を飼う。

背景 犬・猫を長年飼っていた方が高齢になると、犬・猫を残して自分が先に逝ってしまったら可愛そう等の理由で、飼うのを諦める場合が多いです。そのような方は、再び犬・猫と一緒に暮らせるようになると、とても喜び、心身が活性化されます。

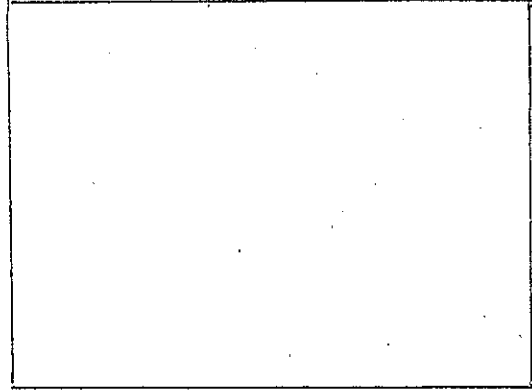
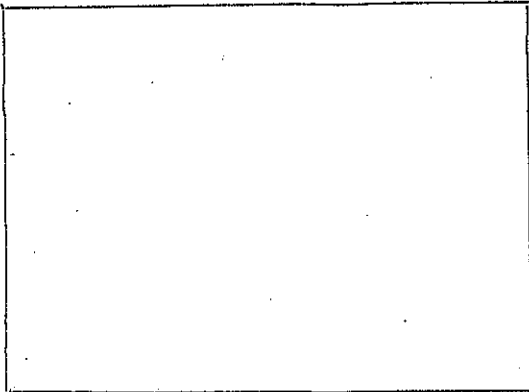
目的3 犬・猫を飼っていた独居高齢者が逝去される等の事情が残された犬・猫を、ユニット共有の犬・猫として引き取る

背景 保健所で殺処分される犬・猫の中には、逝去された高齢者に残された犬・猫や、高齢者が特養入居等の事情によりやむをえず手放した犬・猫が少なからぬ割合で混ざっているそうです。そのような犬・猫を救うことは、高齢者を

救う事につながると考えました。

目的4 人の身勝手な理由で殺処分される犬・猫を減らす

背景 保健所で殺処分される犬・猫の大部分は、飼い主の依頼だそうです。それも「飽きた」「新しい子犬を飼いたいから」等の身勝手な理由が多いそうです。そのような犬・猫を救う事は、幸せな社会を作るという福祉の目的に一致すると考えました。



3 考察

アニマルセラピーのような効果を期待した取組ではなかったのですが、結果として入居者にはとても大きな効果がありました。

効果1 飼い主・猫と、一緒に入居できることによる安心

事例1-1 犬を置いていけないと特養入居を拒み、投資が心配されていた独居のA様。犬と一緒にならと本施設入居を納得されました。

事例1-2 独居生活できない状態だったB様。猫と離れられないと思いつめ、体調を崩して緊急入院していました。猫と一緒に入居され、笑顔が戻りました。

効果2 精神の活性化、豊かな感情表現の復活、コミュニケーションの促進

事例2-1 高齢になってから犬を飼うことを諦めていたC様。また犬と一緒に生活できるなんて夢みたいと、犬たちに取り囲まれて嬉し涙をこぼしています。

事例2-2 猫好きなD様。寂しい施設生活になることを覚悟していたのに、可愛い猫ちゃんと一緒に楽しい、入ってよかったと毎日おっしゃっています。

効果3 生活習慣の改善

事例3-1 夜が怖くて眠れなかったE様。犬と一緒にの部屋で暮らすと夜が怖くなくなり、しっかり眠れるようになりました。

事例2-2 新しい猫に毎日声をかけていたF様。それが日課と役割になり、いきいき生活するようになりました。

効果4 ADLの向上

事例4-1 G様は拘縮していた手で一生懸命犬を撫でているうちに、拘縮が少しずつ改善されてきました。犬のブラッシングをすることも効果がありました。

事例4-2 自走式車椅子のG様。頻繁に猫に声をかけに行くため移動距離が増え、上肢の筋力アップと基本体力向上につながりました。

効果5 認知症の進行予防

事例5-1 認知症が進行し無表情だったH様。一緒に部屋で暮らす犬が、夜間トイレに行くときなどもいつも一緒に行動してくれることにより、犬を守るべき存在として認識し、表情が豊かになり、発言が増えるなど認知症状が緩和されました。

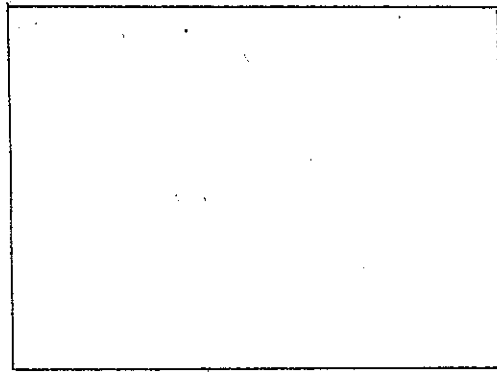
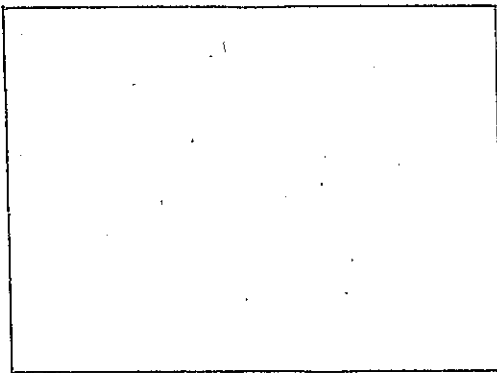
効果6 地域交流促進

お散歩や猫の爪切りボランティアで地域の方が施設に出入するようになりました。

また、職員が犬の散歩をしていると、近隣の人から声をかけてもらえます。近所の子供達が、犬や猫と遊ぶために施設を訪れることもあり、交流は大幅に増えました。

効果7 職員のスキルアップ

職員が頻繁に犬・猫の所在確認をしています。それは職員の注意力・観察力の向上につながりました。



4 終わりに

ペットと一緒に入居できると知った高齢者の感激した様子、再び犬・猫と一緒に暮らせることになった入居者の喜びの顔、一度は人に捨てられた犬や猫が幸せそうに入居者に甘える姿、それは感動的背景であり、特養ホームにおける新しい共生モデルに思えました。

(2) ペット共生型障がい者グループホーム「わおん」

資料：「アニスピホールディングス パンフレット」ほか

- ・ 障害者グループホーム（共同生活援助）は、障害者総合支援法で定められた障害福祉サービスの1つ。身体・知的・精神などさまざまな障害のある人が、サポートを受けながら、地域に根ざして自立した生活を送ることができる。

障がい者グループホーム「わおん」は、4～5人が集まる民家を活用したシェアハウス型のグループホームで、男女は別になっている。数拠点ごとに生活支援スタッフ（世話人）が1人担当しており、見回りや食事の世話、掃除、犬の散歩・世話などを行う。また、入居者30人あたりに1人のサービス管理責任者が配置されている。

施設から引き取った保護犬・保護猫や、居住者自身やスタッフのペットなどと一緒に暮らすことができる。

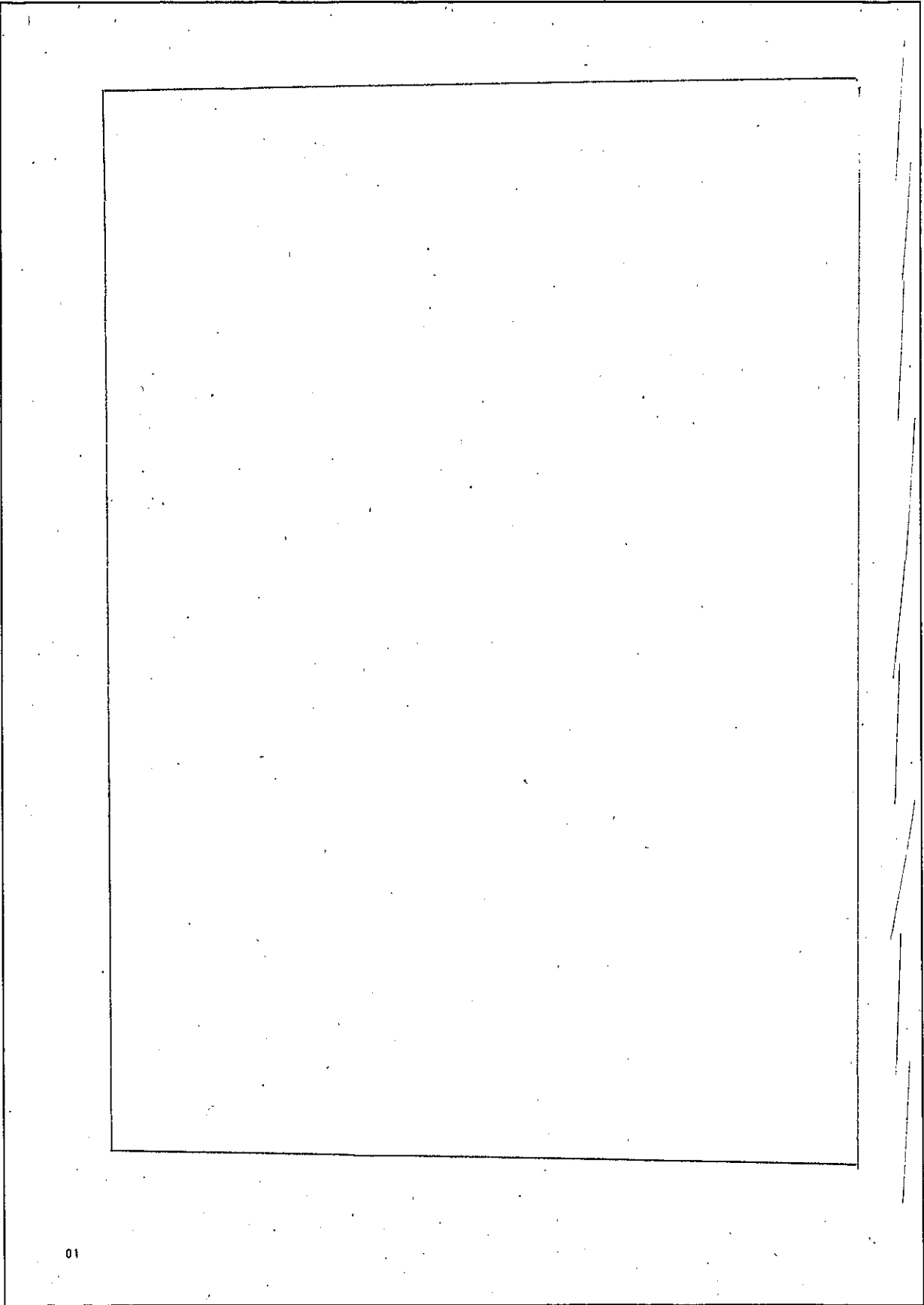
居住者である障害者自身にとって、動物との触れ合いを通じて精神的な安定を得られたり、同居者や地域の人とのコミュニケーションがより行いやすくなるというメリットがある。

また、犬猫殺処分数を低減していくことにもつながる。

さらに、一般住居を改築してグループホームとして活用できるため、全国で増えている空き家対策にも有効となっている。

8)

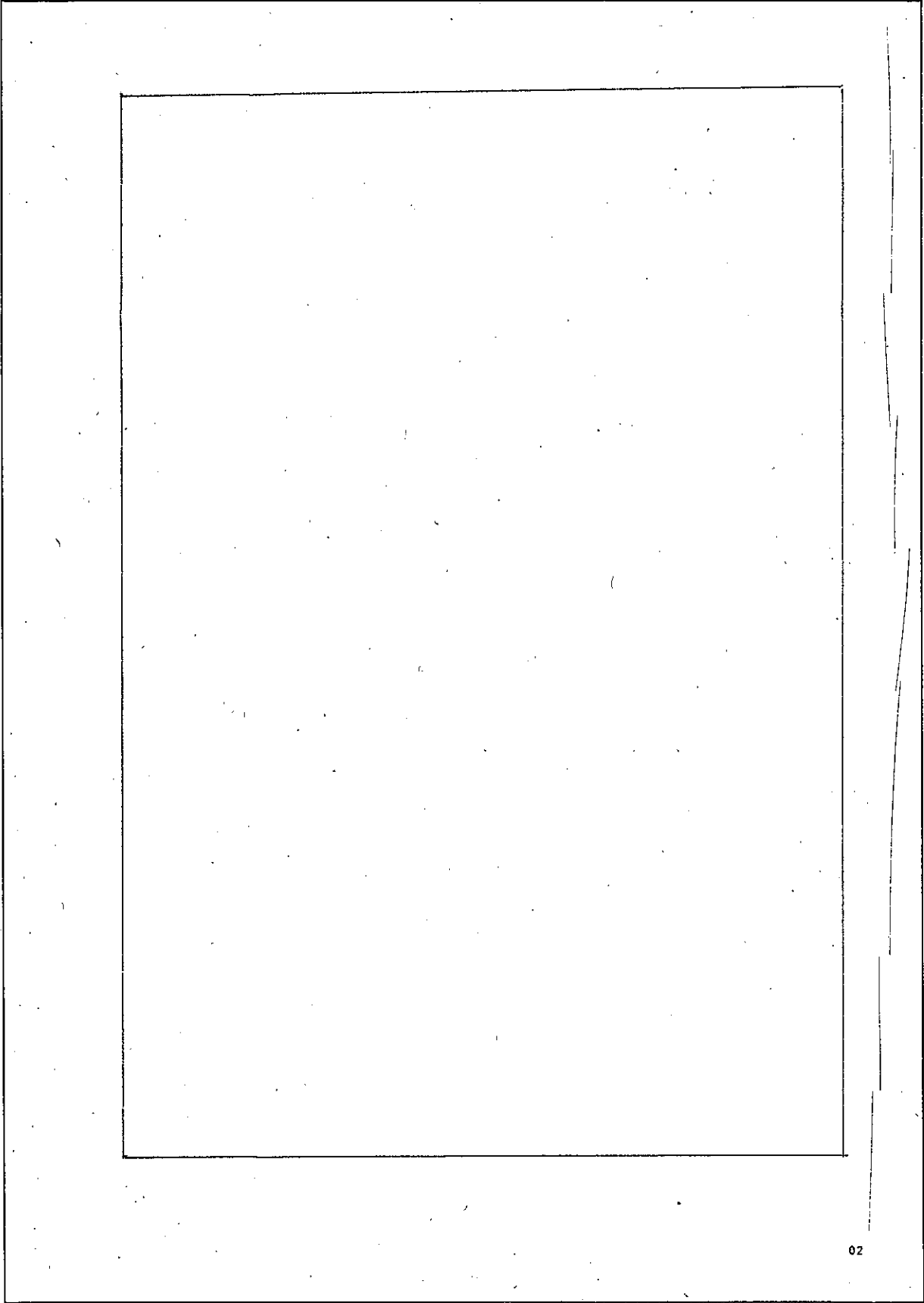
8)



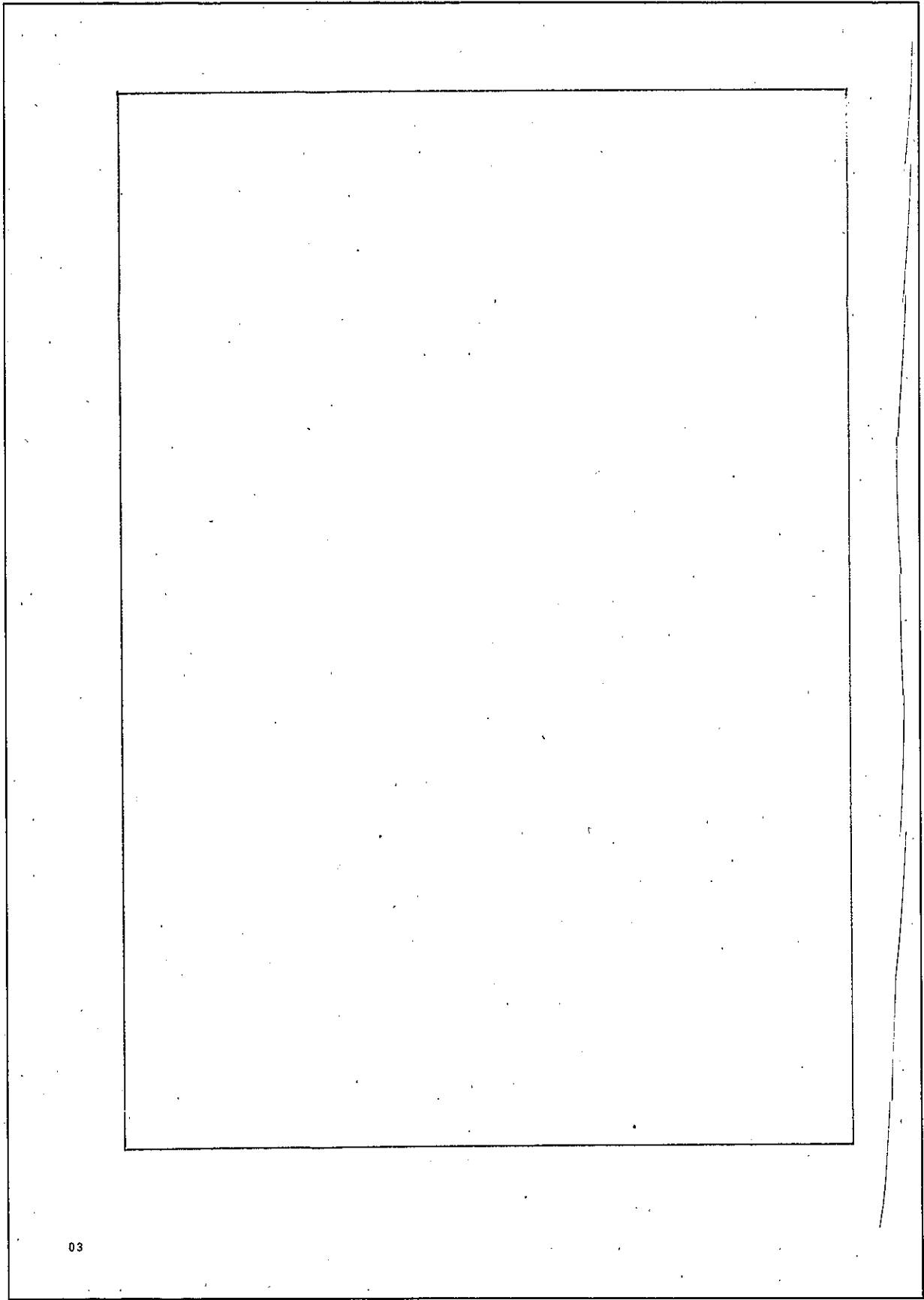
01

E)

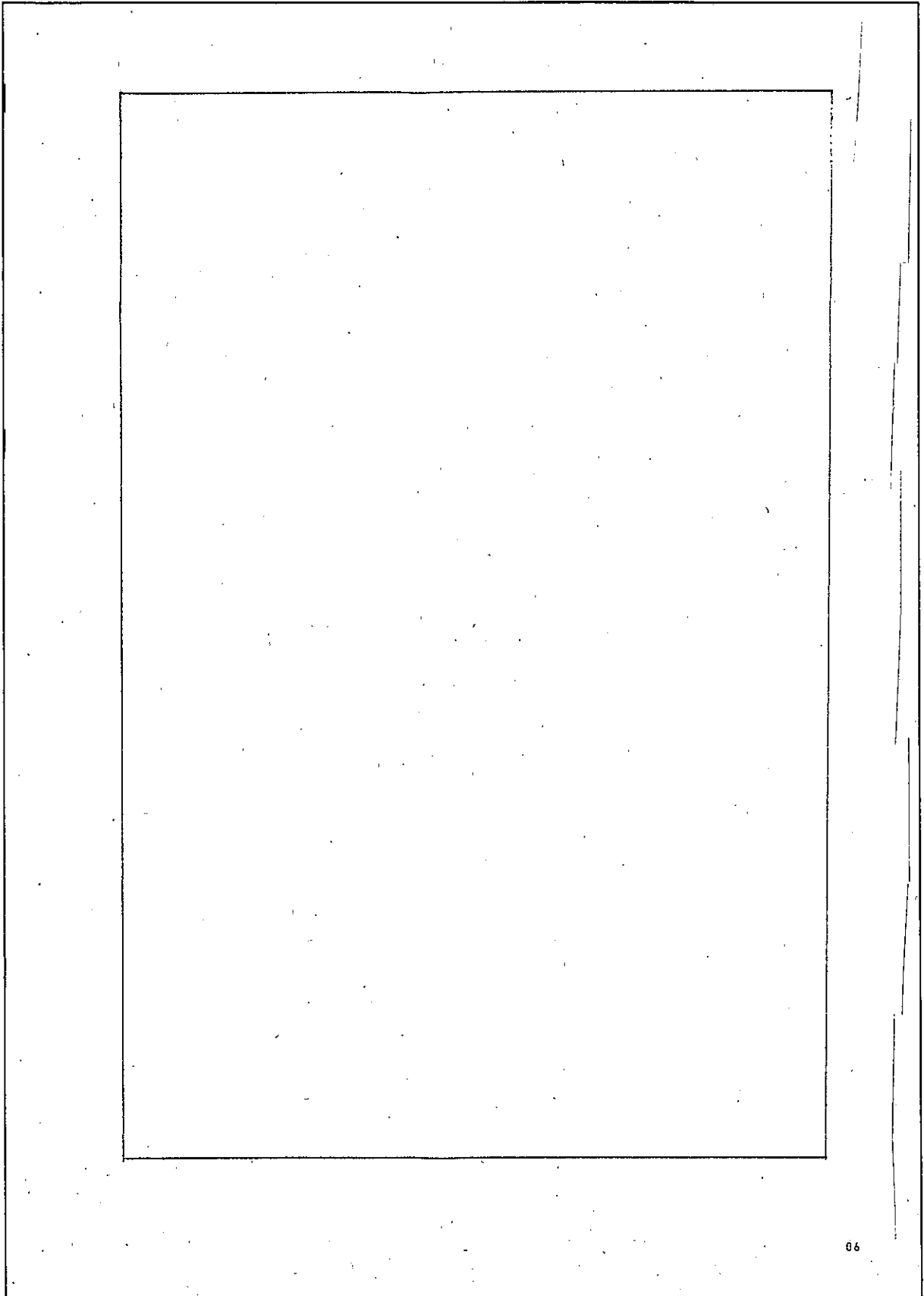
E



02



03



(3) 高齢者共同居住型住宅の保護犬(猫)共生型で相互みまもり

国土交通省では、空き家対策に関する市区町村の取組を促進するとともに、全国の空き家対策を一層促進するため、市区町村等にノウハウの蓄積が十分ではない事務や官民が協力して取組む事業等について、先駆的に実施される取組を支援し、その成果の全国への展開を図ることとした(平成29年度先駆的空き家対策モデル事業)。

そのモデル事業の一つとして、「高齢者共同居住型住宅の保護犬(猫)共生型で相互みまもり」(HOUSE-ZOO株式会社)が採択された。

事業の概要は次の通りである。

ア 事業の背景と目的

① 空き家所有者予備軍へ空き家活用の周知啓発

既に空き家となっている所有者に接触することは、所有者と連絡が取れない、活用方針が定まるまで時間を要するなど、ハードルが高いため、空き家予備軍の方々へ空き家利活用の周知・啓発を行い、空き家になると同時に行動するよう促す取組みを行った。

また、関連企業・団体と連携し、空き家所有者予備軍へ共同提案を行う体制を構築することを目的とした。

② 立地条件が良くない家、大きな家の有効活用

不動産会社の聞き取りから、最近では、核家族化が進み、大きな家を求める人が少なく、さらに、最寄り駅までの距離が離れている物件であれば、なお需要が少ないとのこと。このような条件でも需要が見込める利活用方法が求められている。

また、動物を飼育している人にとって、市街地や住宅密集地より郊外の方が動物と暮らしやすく、毎日の犬の散歩コースに適した環境であり、更に、複数人で暮らすシェアハウスは、大きな家である方が効率良いとの理由から、ペット共生シェアハウスとしての利活用をモデル化することを目的とした。

③ 独居高齢者への対応

介護施設の方々からの状況調査より、独居高齢者が増え、介護が生じるまで、独居生活を余儀なくされる方が多く、元気なうちから共に暮らし見守り合える住環境の整備を目的とした。

④ ペット共生の居住ニーズへの対応

シェアハウスの利用者となる独居高齢者は、ペットを飼育したいが最期まで飼育出来るか不安なために、飼育を諦めている人が多い。また、動物と暮らすことで生きがい生まれ、生活に張り合いが生じると言われており、安心して動物と暮らせる住環境が求められている。さらに、飼い猫(犬)がいる高齢者は、万が一自分に何かあったときに、ペットのことを心配に思っている方が多く、残されたペットに対する支援体制も求められている。

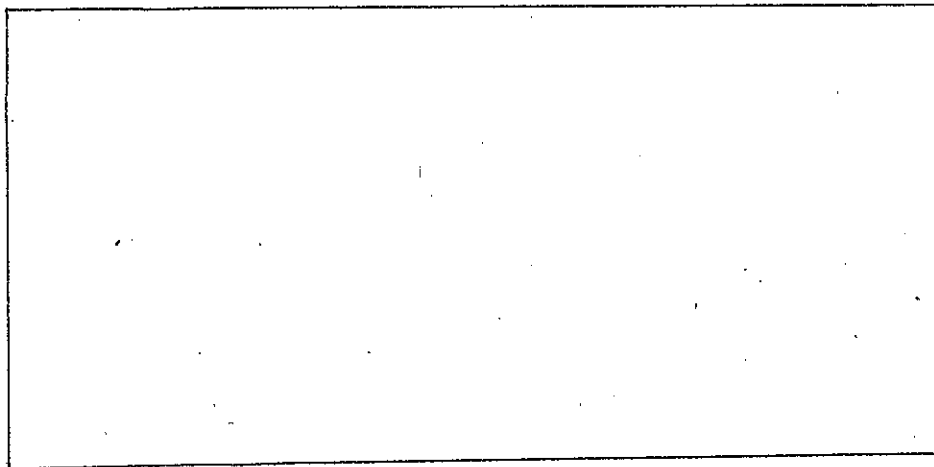
⑤ 動物保護団体が抱える保護スペース不足への対応

動物愛護団体の状況調査より、動物愛護に対する関心が高まり、殺処分ゼロへの取組みも広がってきており、とても良いことであるが、実態は、動物保護団体がほとんど引き受け、動物の世話や里親探し、保護するスペース不足などで、とても苦労されており、この動物たちと共に暮らせる環境が求められている。

事業主体名	HOUSE-ZOO株式会社
連携先	神奈川県相模原市 動物保護団体：開放型保護猫シェルター たんぼぼの里 高齢者福祉団体：社会福祉法人 豊の里
対象地域	神奈川県相模原市
事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・市場での流通が難しい規模の大きな空き家の有効活用 ・空き家の有効活用策としてペット共生型シェアハウスの認知度不足 ・増加する独居高齢者のセーフティネットとして、空き家のシェアハウス活用 ・改正動物愛護管理法により終生飼育に対し飼い主責任の厳格化 ・飼い主の高齢化等を背景とした保護猫(犬)団体の取組み <p>などの社会的な課題に着目し、その解決策として、「保護猫(犬)ルーム付きシニア向けシェアハウス事業」のモデル構築への取組み。</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・保護猫(犬)ルーム付きシニア向けシェアハウスのスキーム構築 ・シェアハウス居住及びペット共生に係る運営ルールの構築 ・保護猫(犬)団体との連携及び運営ルールの構築 ・高齢者が要介護状態となった場合の支援体制の構築

イ 「保護猫(犬)ルーム付きシニア向けシェアハウス」による空き家活用スキーム

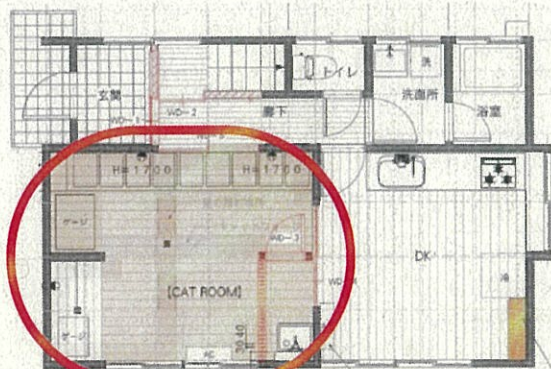
関係主体とのスキーム図



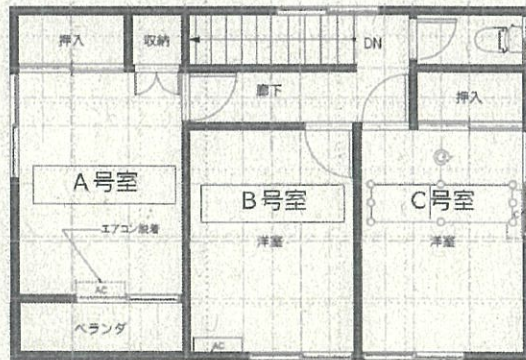
関連主体別メリット・役割

関連主体	メリット	役割
空き家所有者	・立地条件が良くない家や大きな家の有効活用	・保護動物の世話責任者
入居者	・一人暮らし解消し安心感 ・要介護時の不安解消 ・動物との暮らしの実現 ・自分のペットを飼育出来なくなった時に、代わりに飼育してもらう体制実現 ・共同生活、動物との暮らしにより、生きがい生まれる	・契約書・ハウスルールを順守し、シェアハウスの生活 ・保護動物の世話手伝い
動物保護団体	・保護動物の住まいの確保	・保護動物に関する相談、対応
介護施設	・アクティブシニア育成により、待機高齢者の減少	・要介護認定時の入居者の受入れ
運営会社	・賃貸管理物件の確保により、新たな業務展開 ・空き家の新たな活用提案 ・不動産・工務店との協業スキーム構築	・独居高齢者の居住支援 ・建物維持管理 ・入居者の募集 ・賃貸借契約の締結 ・運営管理（入居者への対応） ・賃貸管理

事例：保護猫ルーム付きシニア向けシェアハウス



1階平面図



2階平面図



ウ 運営管理について

運営管理項目ごとに、関係主体別で対応の可否を検討。

派生形として、分担の検討が可能。

	空き家所有者	高齢入居者	動物保護団体	運営事業者
保護動物の世話責任者	○	○	○	△
独居高齢者の居住支援	○	—	—	○
建物維持管理	○	—	—	○
入居者の募集	—	—	—	○
賃貸借契約の締結	—	—	—	○
入居者の対応	○	—	—	○
賃貸管理	○	—	—	○

エ 今後の展開

相模原市の事例では、物件の保護猫たちの世話は、所有者が行ったが、派生形として、運営会社・高齢入居者・動物保護団体が動物の世話をを行うモデルもあると考えられる。

高齢者が集い生活し、保護猫(犬)たちの世話で管理者側が出入りすることで、相互の見守りになる、新しい生活スタイルの構築が可能となった。実際、週末には、シェアハウスで保護猫たちとの触れ合いイベントを開催し、地域のコミュニティの場としても活躍している。

今後、介護が必要になる前に集い暮らす、アクティブシニアタウンが求められると考えられるため、全国で、この空き家を活用して展開出来るように、今回の事例を基に作り上げた、契約書やハウスルールを活用して頂きたい。

1-4 ペットに関する一般的な問題点

1 自治体職員を悩ますペット等に関するトラブルや苦情

資料：「ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書」
(2020年3月、公益財団法人 東京市町村自治調査会)

(1) ペット等に関するトラブル

東京都では、自治体職員を悩ますペットに関するトラブルは、悪臭や騒音の発生、糞（ふん）・尿の放置、ペットの遺棄、動物虐待など多様だが、特に解決が難しいのは、「社会的な支援が必要な人等を当事者とする不適切なペット飼育」や、「飼い主不明猫への無秩序な餌やりによる生活環境の悪化」である。

また、「災害時におけるペットをめぐる問題」も、課題として挙げられる。災害が発生した際、避難所におけるペットの対応について決まっていない地域があることなどから、大規模災害が発生した被災地では、避難所を運営する自治体職員が住民間の調整に苦慮する事例が散見される。

こうしたトラブル等の実態を子細に見ると、動物愛護管理に加え環境衛生や福祉、防災など様々な分野における要因が絡んでおり、各分野において問題が同時並行的に進行している様子がうかがえる。

したがって、ペット等に関するトラブルは、動物担当部署だけでの問題ではなく、高齢福祉、障害福祉、地域福祉や健康推進等の福祉健康分野に加え、防災や住宅等の担当部署にも影響のある事案であることを認識する必要がある。また、解決に向けては、動物愛護団体等の外部団体と協力して、関係部署が連携して取り組むことが求められる。

今、以下のようなことが起きている……

ア 社会的な支援が必要な人等を当事者とする不適切なペット飼育

- ・ 飼い主の体力や認知機能の衰えにより、ペットの世話が行き届かず、室内が汚損し不衛生な環境にある。
- ・ 社会的な支援が必要な人や周囲とのつながりが乏しい人等が、飼育能力を超えた数の動物を集めてしまう。
- ・ 持病の悪化等により入院が必要になったとしても、ペットがいるため入院を拒みさらに体調が悪化していく。
- ・ 体調悪化や経済的理由により社会的な支援が必要な人が自治体等にペットの引取を依頼してくる。
- ・ 独居の高齢者等が死亡してしまい、ペットが部屋に残される。

イ 飼い主不明猫への無秩序な餌やりによる生活環境の悪化

- ・ 飼い主不明猫が過剰繁殖し、鳴き声がうるさく、悪臭も発生している。
- ・ 飼い主不明猫が庭等に糞（ふん）・尿をする、車や家に傷をつける、ごみをあさる。
- ・ 交通事故等により死亡・負傷する猫が増加している。
- ・ 多くの飼い主不明猫が動物愛護センターに持ち込まれる（場合によっては殺処分）。

ウ 災害発生時におけるペットをめぐる問題

- ・ 被災時において、避難所でのペットの取扱いに関する調整に自治体職員が苦慮している。

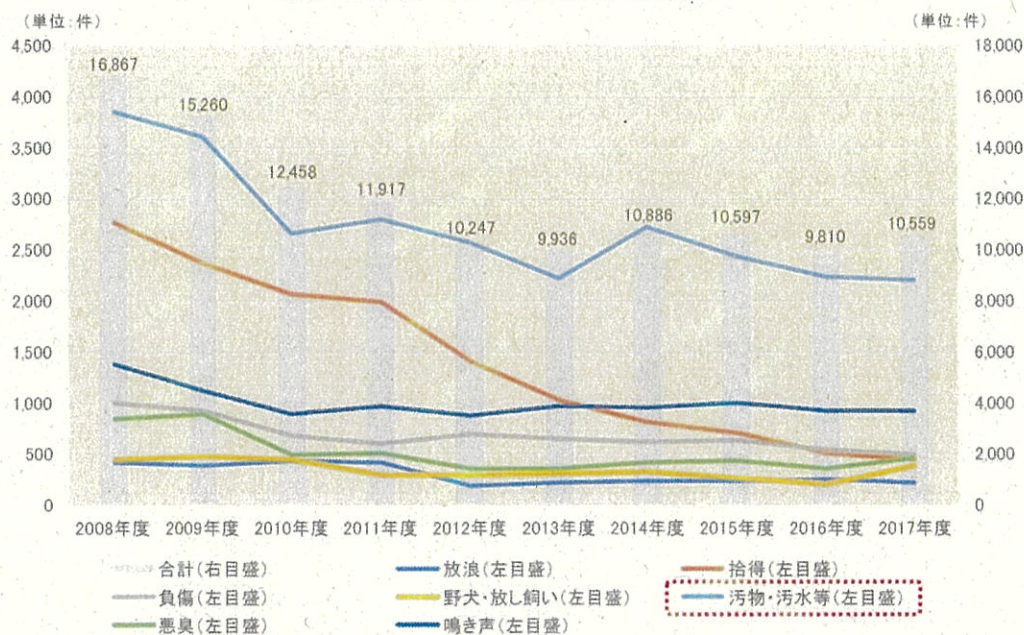
- ・ペットの飼い主が避難所を敬遠し、車中泊や自宅の倉庫等に避難する「軒先避難」を行うことによる健康悪化や、余震が続く中、破損した家に住み続けることによる危険がある。
- ・発生時に逸走したペットに関する問い合わせや収容が増加している。

(2) ペット等に関する苦情

東京都における動物に関する苦情件数は、2008年度には16,867件に上っていたが、2009年度以降減少し、2013年度には1万件を下回った。2014年度以降は1万件前後の水準で横ばいとなっている。

2017年度における苦情の内訳を見ると、「汚物・汚水等」が突出して多く、次いで「鳴き声」となっている。また、「拾得」は2008年度と比較した減少数が、苦情の内訳項目の中で最も多くなっている。

図表 8 動物に関する苦情件数(東京都)



注: 苦情の内訳のうち「その他」は図表上に表示していない

(出典)2018年10月3日開催の「東京都動物愛護管理審議会」配布資料「参考資料5 東京都における苦情件数・犬による咬傷事故件数の推移」を基に作成

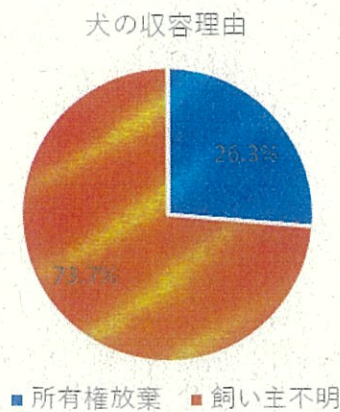
2 高齢者とペットの飼育放棄

資料：「犬の飼育放棄問題に関する調査から考察した飼育放棄の背景と対策」（NPO 法人・人と動物の共生センター理事長奥田順之氏ほか）

「犬の飼育放棄問題に関する調査から考察した飼育放棄の背景と対策」によると、飼育放棄の予防について、より効果的な対策を講じていくことを目的として、特に犬の飼育放棄の要因や背景について保健所等及び動物愛護団体へのアンケート調査並びに聞き取り調査を実施し、飼育放棄問題の背景と、飼い主が飼育放棄に至る要因について考察している。

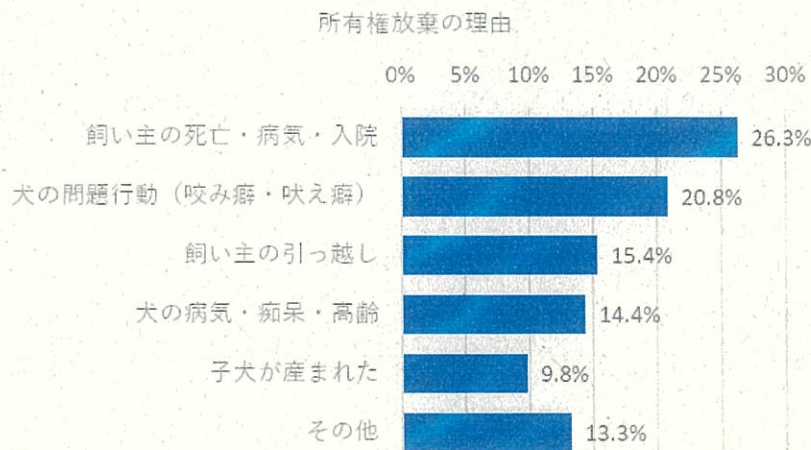
(1) 保健所等が犬を収容した理由

犬の収容全体に占める所有権放棄の割合の平均は 26.3%、捕獲等飼い主不明の犬は 73.7%であった。



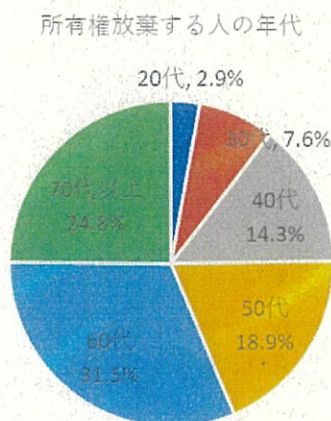
(2) 犬の所有権放棄の理由

犬の所有権放棄の理由の中で最も多かった理由は、飼い主の死亡・病気・入院であり 26.3%であった。次いで、犬の問題行動（咬み癖・吠え癖）20.8%、飼い主の引っ越し 15.4%、犬の病気・痴呆・高齢 14.4%、子犬が産まれた 9.8%、その他 13.3%であった。



(3) 所有権放棄する人の年代

所有権放棄する人の年代については、20代 2.9%、30代 7.6%、40代 14.3%、50代 18.9%、60代 31.5%、70代以上 24.8%で、高齢者の割合が高い。



(4) 飼育放棄に至る要因

ア 積極的な飼育放棄

所有権放棄の理由では、飼い主の死亡・病気・入院（以下飼い主の死亡等）（26.3%）が最も多い理由であり、近年増加傾向にあった。

所有権放棄する飼い主の年代についても60代以上が56.3%を占めた。飼い主の死亡等の多くは60代以上の高齢者由来であると考えられる。仮にすべての飼い主の死亡等が60代以上の高齢者だとすると、残りの所有権放棄の理由のうち、40.7%が60代以上の高齢者によるものということになる。犬を飼育している人のうち、60代以上の割合は35.4%であり、飼い主の死亡等以外の理由においても、他の年代に比べ所有権放棄に至る割合が多い傾向にあると言える。また、30代以下の年代では、所有権放棄に至る割合は少ない傾向にある。

60代以上の高齢者は、飼い主の死亡等の理由だけでなく、他の理由においても所有権放棄に至る可能性が高いのではないかと考えられる。すなわち飼育者の若い場合、飼育困難な問題が発生した時に対応できる体力や気力があるかもしれないが、年齢が高くなり体力が衰えるにつれ、小さなきっかけでも所有権放棄に至る可能性が高くなるかもしれない。

所有権放棄に至る理由は、単純に一つの問題だけではなく、むしろ複数の要因が重なって飼育放棄に至る場合の方が多いのではないだろうか。引っ越しにおいては、飼い主が犬と良き愛着関係を築いていれば、引っ越し先をペット可の住宅にしたり、親類に一時的に預けたりするなどの選択をする方が自然である。しかし、もともと問題行動があったり、適切な愛着関係を築けていなかったりすれば、引っ越しを機に飼育放棄をする可能性は高くなると考えられる。問題行動がきっかけとなる場合も、継続した問題行動があったうえで、近隣からの苦情や大きな咬傷事故などをきっかけとして所有権放棄に至るものと考えられる。

最終的な所有権放棄のきっかけは、引っ越し、問題行動（苦情・咬傷事故）、犬の病気などが挙げられるが、その素因として、飼い主の高齢化による飼育困難、日頃からの問題行動、犬との愛着関係の不全などがあるのではないかと考えられる。

イ、消極的な飼育放棄

消極的な飼育放棄も同様に迷子になったこと、逃げだしたことがきっかけであって、日頃からの関係や飼い方が飼育放棄に至る主たる要因と考えられる。犬との愛着関係が良好であれば、保健所等へ探しに行くと考えられる。放し飼い文化の濃い地域ではそのうち帰ってくるという認識があるものと思われる。また日頃からの備えとして迷子札や鑑札を装着していれば、飼い主の元に帰ることができる。

このように消極的な飼育放棄では、その素因として、犬との愛着関係の不全、放し飼い文化、日頃からの備えがないことがあるのではないかと考えられる。

3 多頭飼育問題

資料：「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」（環境省）

(1) わが国における多頭飼育問題の現状

ア 多頭飼育に係る苦情の状況

環境省は、「令和元年度社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査」において、都道府県・政令指定都市・中核市の125の地方自治体動物愛護管理部局に対して、多頭飼育に係る苦情の状況について調査した。動物を2頭以上飼育している飼い主に関して、平成30年度に複数の住民から苦情が寄せられた世帯の数について質問したところ、全国で年間2,149件、1自治体あたり平均約20.5件の多頭飼育に係る苦情が存在することが明らかになった。

表 苦情のあった世帯数（平成30年度の多頭飼育の苦情件数）

選択肢	苦情件数	苦情件数 (1自治体あたり平均)
苦情のあった世帯数（全体）	2,149	20.5
苦情のあった世帯数（都道府県）	1,252	26.6
苦情のあった世帯数（政令指定都市）	440	22.0
苦情のあった世帯数（中核市）	457	7.9

また、これらの苦情のあった世帯の飼育頭数の内訳は、「2頭以上10頭未満」が1,095件(51.0%)と全体の半数に達しており、次いで「10頭以上30頭未満」では、561件(26.1%)と全体の約4分の1を占め、「30頭以上」は137件(6.4%)であった。

この結果から、例えば当該世帯の飼育頭数が10頭に満たなくても、繁殖制限措置や給餌・給水、衛生管理等の適切な飼育管理を行っていないければ、飼い主の周辺的生活環境を悪化させ、近隣住民からの苦情を招いていることが分かる。

(単一回答、回答数2,128)

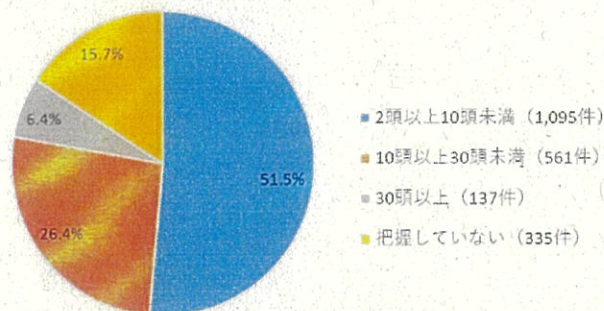


図 苦情のあった世帯における飼育頭数の件数の内訳

イ 解決を困難にしている要因・課題等

アンケート結果に基づいて、動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育問題に関する課題の整理を行ったところ、上位5つの課題のうち、

「飼い主が生活に困窮しており、引取りや不妊去勢の手数料を支払えない」

「飼い主が動物の所有権を手放さない」

「飼い主とのコミュニケーションができない」

の3つが、飼い主の抱える固有の課題に起因するものあった。

その他の問題として、支援のためのリソースの不足、他部局・他機関との認識の共有の不足や連携体制の未構築、行政上の課題等様々な要因が指摘されており、これらの課題が複合的に絡まり合い、多頭飼育問題の解決を困難にしている。

(複数回答, 回答数 125)

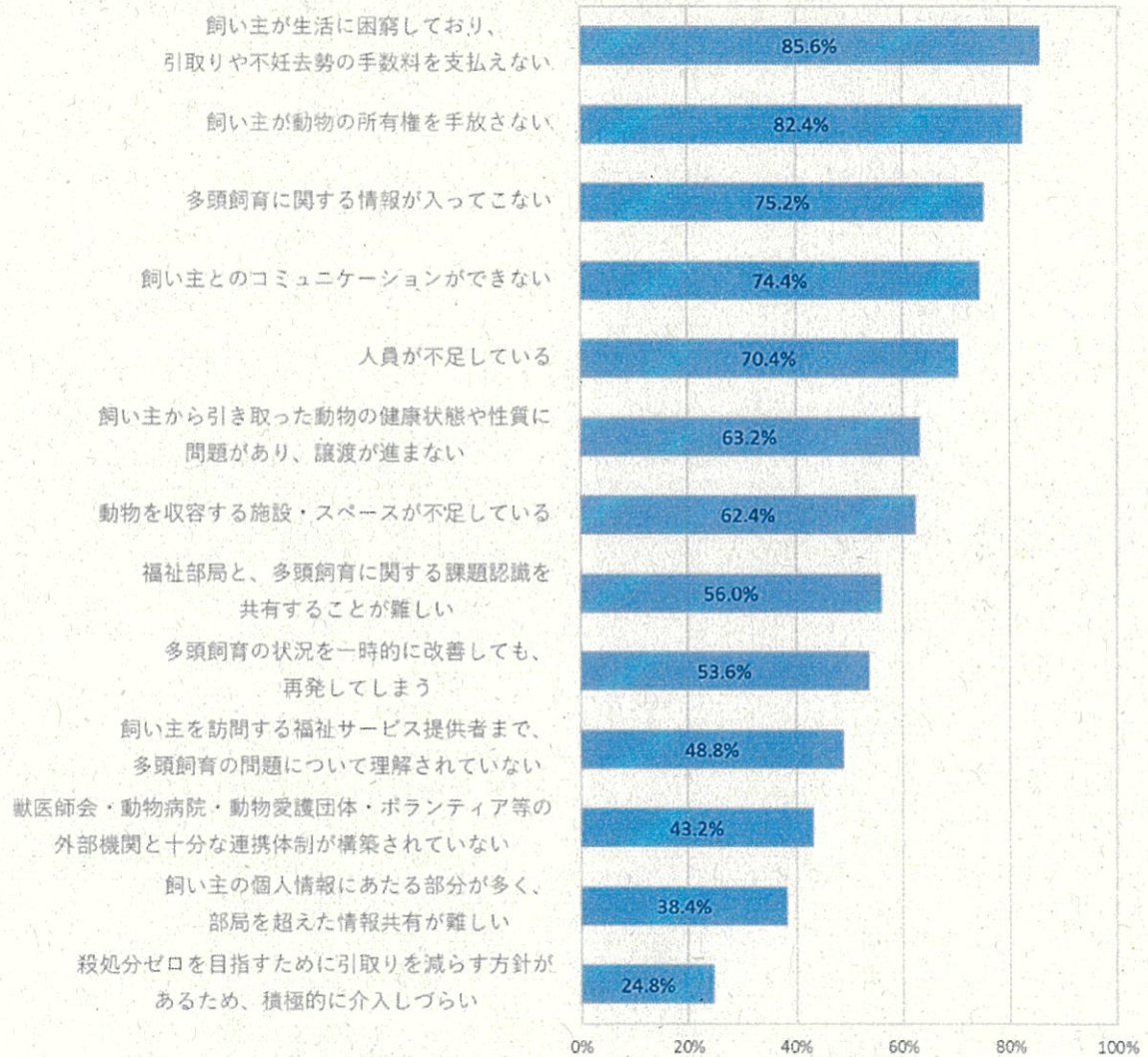


図 動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題

ウ 飼い主の抱える課題

飼い主の特徴を類型化するため、因子分析を行った結果、7つの要素（「不衛生」、「自立困難」、「貧困」、「暴力」、「固執」、「サービス拒否」、「依存」）が存在することが分かった。多頭飼育に陥る飼い主には、「不衛生」、「自立困難」、「貧困」、「サービス拒否」のように、衛生面・健康面・経済面の問題を抱え社会福祉の観点からの支援が必要と認められる要素、「依存」や「固執」のように、動物に依存し、動物の所有権放棄や不妊去勢手

術の実施の説得に応じない等の動物愛護管理部局の職員による介入を困難にする要素、「自立困難」や「暴力」のように、近隣住民や自治体職員等との円滑なコミュニケーションに支障をきたす要素等を含んでいる。本分析により、多頭飼育に陥る飼い主が、以下の7つの要素の全てを有しているわけではないものの、多くの事例において一つ、又は複数の要素を有していることも判明した。

また、同じ要素を有する飼い主であっても、その具体的特徴は飼い主によって様々で、実際の対応に当たっては、事例ごとに飼い主の状況を個々に把握し、対応を検討していく必要がある。

表 飼い主が持つ要素及びその特徴

要素	主な特徴
不衛生	飼育場所もしくはその屋外、またはその両方に動物の糞尿や白骨死体、ごみが大量に放置されており、そのため敷地からは非常に強い悪臭や害虫が発生している。当事者は、そのような状況を気にかけおらず、本人からも入浴や洗濯を怠ることによる獣臭・悪臭や、ノミ・ダニ等の害虫による全身への刺咬跡がみられることがある。
自立困難	会話を通して、「担当者の顔を把握していない」、「複数の問題を同時に処理できない」、「話を理解できていない様子がみられる」、「動物の個体識別ができていない」等の認知能力の低下、老いや病気による歩行困難等の身体的な能力の低下といった1人での生活が困難であると思われる特徴を持ち、その結果、動物への世話も十分に行き届いていないことがある。このような特徴を持つことから、ホームヘルパーや介護サービス等が関与していることも少なくない。
貧困	経済的な困窮により、動物引取りの手数料が払えないだけでなく、家賃や公共料金の未払いといった状況もみられる。日雇派遣労働の収入や年金、知人からの支援等によってある程度の収入を得ていることもあるが、金銭の適切な使い方ができていないことが多い。
暴力	近所の住民への暴言や威嚇的行動や、自治体職員の訪問に対して暴れる等の攻撃的な態度での抵抗がみられる。常時そのような態度となるわけではなく、自治体職員だけには温和な態度を取ること（その逆もあり得る）や、動物の話になると態度が急変するといった、特定の人物または話題にのみ攻撃的な態度を取る場合もある。
固執	動物の所有権を放棄しようとしめない、または殺処分や不妊去勢手術へ非常に強い抵抗感を示す。当事者の住居とは別の場所で動物を飼育している場合もある。
サービス拒否	保健医療や社会福祉サービスを拒否する傾向が強い。病気を罹患していたとしても医療機関への受診に行かないため、症状が悪化し、結果として本人と動物の生活状況が悪化する。
依存	指導の度に飲酒した状態で対応するといった、アルコールやギャンブル等への依存がみられる。動物に対しては、特定の1頭に特別な愛情を注ぐことや、睡眠時間を削って動物の世話をする等、他タイプ以上の変わった動物への依存がみられることもある。

(2) 多頭飼育がもたらす3つの影響

ア 飼い主の生活状況の悪化

動物の数が飼い主の飼育管理能力を超えると、動物の糞尿や食べ残しの餌等の清掃や処理が行き届かなくなります。これらの堆積によって、生活空間の物理的な圧迫やごみの散乱による生活環境の汚染のほか、臭気や害虫、ねずみ等の衛生動物の発生にもつながり、飼い主の生活環境における適正な衛生状態を保つことが困難になる。

また、動物の餌や衛生用品にかかる費用をはじめとする飼育コストの増大に伴い、飼い主の経済状況が逼迫すると、飼い主の生活環境の基本である衣食住そのものの状態の悪化（身体や衣服の汚れの放置、栄養状態の悪化、多頭飼育に起因する住居の損傷の放置、家賃滞納による退去要請等）を引き起こす可能性がある。

さらに、飼い主の生活環境悪化の影響が周辺環境にも及ぶことにより、近隣住民との関係にあつれきが生じ、地域における飼い主の孤立、もしくは飼い主の人間不信に発展する場合もある。人間不信になると、他者との円滑なコミュニケーションや信頼関係の構築が阻害され、必要な支援を求めることも受けることも困難になることから、飼い主の生活環境がさらに悪化することが懸念される。

イ 動物の状態の悪化

(1) に示した飼育場所における衛生状態の悪化は、動物の健康状態にも影響を及ぼす。動物の状態の悪化の程度によっては、動物愛護管理法第44条に規定される動物の虐待（ネグレクト等による疾病、栄養不良、死亡等）に該当するおそれがある。また、動物の健康管理にも適切な注意が払われていない可能性があり、感染症が蔓延することも考えられる。また、動物の個体数増加による動物のストレスの増大は、鳴き声による騒音の発生の要因にもなる。

飼い主の中には、動物の数を正確に把握できておらず、一部の個体しか識別できていないというケースも多く、多頭飼育下にあった動物は伴侶動物として人との適切な関係性が築けていないことがしばしばある。

体も心も不健康な状態に置かれた犬や猫は健康状態が悪いだけでなく、社会性もなく、人に慣れていないため、飼い主の生活が破綻し行き場を失ったとき、新しい飼い主を見つけるのは困難を極める。治癒の見込みがない病気に罹患している、人馴れしておらず攻撃性がある等の他者への譲渡が適切ではない動物は、殺処分せざるを得ない。

ウ 周辺の生活環境の悪化

悪臭や騒音、衛生動物の発生、感染症の蔓延等を伴う飼い主の生活状況及び動物の状態の悪化が、飼い主の住居の内部に留まらず、外部の周辺環境にまで影響が及ぶと、近隣住民の生活環境や健康状態を脅かす場合がある。

また、動物の逃げ出し防止対策が十分でない場合は、逃げ出した動物の周辺家屋への侵入や、咬傷事故が発生するおそれもある。

(3) 対策の3つの観点

ア 飼い主の生活支援

多頭飼育問題を引き起こす飼い主は、精神的・身体的・経済的な問題を抱えていることがある。アンケートによれば、一部の飼い主は認知症、知的障害、精神障害等を有し、又は有する可能性があり、判断力の不足によって適切な飼育管理ができていないと考えられる。加齢により飼い主の体力や判断力が低下し、動物を適切に飼育することができ

なくなる場合もある。

また、経済的に困窮した事例では、動物の餌代のために借金をする、家賃の滞納のため住居から強制退去させられる例もみられる。こうした飼い主が自らの努力によって問題を改善することは非常に難しく、周囲のサポートが必要となる。

イ 動物の飼育状況の改善

動物愛護管理法に基づき、飼い主は、動物がその命を終えるまで適正に飼養し（終生飼養）、適切な給餌・給水、必要な健康の管理を行い、その動物の種類、習性等を考慮した飼育環境を確保することが求められる。

動物の飼育状況を改善するためには、飼い主の飼育管理能力を超えた不適正な多頭飼育状態の解消、即ち個体数増加の抑制及び個体数減少のための措置が必須である。

ウ 周辺的生活環境の改善

多頭飼育問題の対応にあたっては、地域の問題となり得ることを念頭に、家屋の破損箇所の修繕や柵の設置等の逃げ出し防止策等、周辺への影響を低減する対策を検討することとなる。一方、その原因である不適正な多頭飼育状態の是正は別途行う必要がある。

また、多頭飼育問題を引き起こしている飼い主は、しばしば近隣住民との間にトラブルを抱えており、多頭飼育に起因する汚物の堆積、悪臭、騒音、害虫の侵出といった近隣の生活環境への悪影響によって、より一層の社会的孤立を招いてしまい、周囲のサポートが得られにくいという一面もある。